

### 第三編 後継者参入の論理と条件

#### 第六章 後継者参入の経済的条件

##### 第一節 後継者参入の諸ルート——事例検討——

男子就業者が自営漁業就業者となるまでのルートとしては、大きく分けて4つの場合が想定できる。

第一は、学卒後直ちに自営漁業の就業者となる場合である。典型的には学校を卒業して、40才代後半前後の父親の下で自営漁業に従事し、父親の引退まで15～20年間程度、父子協業タイプで就業するものであり、父親単身操業→父子協業→息子単身操業というサイクルを最も典型的にたどると言える。

第二は、学卒後に自営漁業以外の雇用労働に数年間だけ従事してから、20才代半ば前後に、家庭ないし自分の各種の変化等（自分の結婚、親の体力の低下による自営漁業単独就業の困難化、弟妹の独立による親世代のみの高齢核家族化等）をきっかけとして自営漁業にユーターンする場合であり、父親の引退までに5～10年程度、父子協業タイプで就業するものである。

第三は、学卒後に自営漁業以外の雇用労働に30才代ないし40才代半ばまで従事し、父親が引退した時点で家を継ぐためにユーターンして、自営漁業に就業する場合である。このルートでは、父親との協業期間が存在しないが、父親が引退してから余り年数がたつてしまうと、後継者が漁村地域社会における成員として認められにくくなり、漁協の組合員資格を含む漁場行使権などが相続ないし新規取得できなくなるし、漁船等の漁業用の生産手段も新規に調達しなければならなくなってしまうので、40才代半ばを過ぎてからではユーターンしにくい。<sup>1)</sup>

第四は、自営漁家出身者以外の者が、新規に自営漁業を開始する形で自営漁業就業者となる場合である。この場合にも、雇われ乗組員や漁協関係者などのように漁村社会の中で一定の役割を果たしており、漁協組合員資格や漁場行使権を取得しやすい立場にいたり、漁業操業の実際に通じている場合が大半であろう。このルートでは、新規自営者化の年齢は種々であり、早い者は学卒後に数年間雇われ漁業に従事した後で20才代で自営化するものもあり、雇われ乗組員を定年時（ないし船員年金支給開始時点＝55才）前後まで勤めてから退職金で漁船を入手して新規参入する場合もある。

以上は論理的に整理した4つのルートである。ここでは、現実にどのような条件の下で、どのルートが選択されているのかについて事例的な検討を加え、各ルートの分化の根拠について考察しておきたい。ただし、本人の就業史は世帯の就業タイプの変動とも、他の世帯員の就業のあり方とも、地域における漁業種類の変遷とも密接に関連しているので、必要に応じて就業史以外の事項についても紹介しておこう。

### (1) 学卒直後に自営漁業者化

このタイプは、父親が協業を必要とする自営漁業を営んでいて、息子の学卒＝労働力化が待たれている場合や投下資本額の多い漁業を経営していて後継者の存在が不可欠であると意識されている場合等が多い。息子は在学中から休祭日等に父親の手伝いをして海上作業にもなじんでおり、ごく自然に自営漁業の後継者となりやすく、「家業」としての自営漁業を継続する意識も強い。また、長期にわたって父子二世代の生活を支えるだけの漁業所得を掲げるのであるから、地域における有力漁業種類を操業している漁家において、このタイプが多くなるのは当然であり、有力な漁業種類の許可を所有する漁村社会内の有力者の家系が多い。

地域内における有力漁業の経営、入手不足による後継者の学卒待ちの状況などは以下の諸事例から読みとれる。

#### 〔事例1〕石川県輪島市漁協・O S氏。（1982年調査時点46才）

1935年生まれ。父親はいわし流し網の自営主・小親方で、兄も本人も小学校4年生頃から手伝わされ、学卒後そのまま父の下で働く。いわし網の経営がだめになって来たので、1961年に父親が小型底びき網漁業の許可を入手し、父・兄・本人で協業。1972年に本人が新たに小型底びき網の許可を取得できたので、5トン弱の中古船を購入し、兄と経営を分離し、底びき許可のない漁業者を雇用者として2人で操業している。経営が軌道に乗ったことと息子の後継者化が期待できそうになったので、1979年に新船を建造した（6.9トン、2100万円）。

#### 〔事例2〕大分県姫島漁協・I T氏。（1986年調査時点62才）

1924年生まれ。父親は親戚・雇用者を使い、自身も操業者となって5～6人乗りでフグはえなわ漁業を経営していた。人手不足で本人も当然その船に乗ることとされていたので、小卒と同時にそれに従事した。その後、機械が導入され、雇用者もそれぞれ自立したので父子2人で操業、本人が30才代半ばころに（1960年ころ）父親が引退した後、雇用者一人を使って2人操業を続けたが、人件費が次第に高くなってきたので1975年（51才）の時点で雇用者を解雇して夫婦2人の操業とした。それまで妻がやっていた農業は採算が合わないので、この時に自給用だけに縮小した。数年後に長男が高卒で後継者となったので妻がおりて父子協業タイプに変わったが、息子が結婚後に独自に船を持つて夫婦協業を希望したので、やむを得ず自分は再び妻との操業に戻り、2代それが夫婦協業で別経営としてやっている。

#### 〔事例3〕岡山県邑久町漁協・M S 氏（1987年調査時点52才）

1929年生まれ。父親は雇用者2～3人を使って小型定置網・その他の漁船漁業を操業していた。学卒後本人も父の下で働く。1950年代半ばに、それまではわずかだったカキ養殖業がこの地域に普及して來たので、父子で相談してこれを開始、早期の養殖業者として漁場面積を確保（現在いかだ36台）し、カキ養殖業に主力を置いて、漁船漁業はほぼ5～8月のみに縮小。省力機器を導入して雇用者なしの父子協業タイプとなる。その後、父親は60才ころ（本人が35才のころ）海上作業から引退したのでカキの取り上げ時に雇用者を依頼して、本人と雇用者の2人で海上作業を行うようになった。息子が高卒で後継者となったので（1982年），雇用者がいらなくなり、父子協業で海上作業を行っている。息子（独身23才）には月給方式で月15万円を渡している。

〔事例4〕 広島県地御前漁協・S S 氏（1987年調査時点41才）

1946年生まれ。父は広島湾で雇用者を使って戦後にカキ養殖業を拡大し、周年カキ養殖専業化。本人（長男）を含む息子3人はそれぞれ高校卒業と同時に自営業に従事。その後、世帯分離しても兄弟3人で操業。本人が経営主で弟2人は雇われ人として給料を受けている。養殖漁場を分けて別経営化すると経営内容が悪化するので弟を自立させることは出来ない。

〔事例5〕 茨城県北茨城市大津漁協・S K 氏（1986年調査時点41才）

1945年生まれ。中学卒業時（1961年）は地域漁業が釣りから船びき網漁業へ変わった時期であり、所得の良い船びき網漁業を操業するには2人の労働力が必要だったので、中卒と同時に父子協業となり、船びき網漁業を操業。弟（1953年生まれ）が高卒直後にこれに加わり数年間父親を含む3人で操業したあと、父親が引退し兄弟2人協業タイプとなった。弟は1979年に26才で結婚＝別世帯化したが、2人で操業した方が能率的であることと弟が船びき網操業のための許可を入手できないことのために、そのまま兄弟で操業している。弟には漁獲高の15%を賃金として支払っている。

以上の5事例はいずれも協業を必要とする漁業で、後継者の参入が待たれていたものであり、それまで雇用者に依存したり、協業を必要とする漁業に従事できなかったりしていた父親が、息子の後継者化によって海上労働力を安定的に確保し、あるいは有利な協業的漁業に進出できたという事例である。その意味では最も上向的な形での後継者化であり、後継者参入による経済的效果も最も顕著であり（少なくとも旧来の雇用者賃金分だけは自家の所得増となる），経営の継続性も保証されて、その後の投資態度・操業方式も積極化

している。なお、上記の事例1～4は、沿岸漁業においても広範に存在していた雇用者を入れた多人数協業的漁業が、高度経済成長期前後に世帯労働力本位の自営漁業へ再編されていく過程も併せて示している。また、事例4・5は、養殖漁場の権利や漁業許可の関係で弟が雇用者化している事例であり、漁業制度面ないし漁場の制約によって弟の別経営体化が阻止されていることを示している。沿岸漁業経営体の中で「雇用者」を有するとされているものの中には、実際はこうした兄弟間の協業タイプが少なくない。

こうした積極経営的な事例に対して、世帯内労働力の変動に操業する漁業を合わせる形で受動的に対応し、父親一世代の際は1人で、父子協業になれば2人で操業するといった事例も多い。特に、戦前から戦後復興期にかけて多かった半農半漁形態の漁家では、労働力の変動を農業と漁業とその他の雑多な就業で吸収しながら対応している。次の事例はこれを見示す。

#### 〔事例6〕石川県珠洲北部漁協・K R 氏（1982年調査時点49才）

1933年生まれ。父親は半農半漁だが分家のため農地の分与が少なく、自営漁業に比重をかけた。本人が小学卒で父子協業になって、さらに漁業の比重を高める。女子の雇用の場もないで、父親引退後は夫婦協業となり、刺し網・小型定置網と農業（自給用中心、販売額30万円程度）と冬季出稼ぎ（12～2月に金沢の精米所で賃金100万円程度）。

さらに、経済的事情よりも主として家庭的事情によって、学卒直後の後継者化が要求される以下のような事例も見られる。

#### 〔事例7〕宮城県大島町漁協・O J 氏（1987年調査時点44才）

1943年生まれ。当地は遠洋漁業乗組員の著明な供給地であり、自営漁業者の子弟の  
大半は学卒後に雇われ乗組員となるが、父親が病弱で海上作業が無理になったので、高校  
卒業で後継者化。以後一貫して単身操業で、ワカメ・カキ養殖、刺し網等を操業。

なお、実際のルートとしてはユーターン型に入れるべきであるが、いったん自営漁業に  
就業した後で、各種の事情で自営漁業外に流出し、後に再び自営漁業に復帰している事例  
も少なくない。特に戦前期においては、先に図3-2でも見たように徴兵検査前にはひと  
まず家業に従事しておくという選択が多かったのでこのタイプが少なくなかったが、戦後  
においても、父親が現役の間の自営漁業後継者の身軽さを反映して、自営漁業所得額と比  
較しつつ、数年後のユーターンを前提として一時的に他産業（多くは沖合・遠洋漁業の乗  
組員）に流出する事例が少くない。たとえば以下のような事例が見られる。

#### 〔事例8〕 山形県漁協・A H氏（1986年調査時点63才）

1923年生まれ。小卒で自営漁業へ。戦時に徴用・徴兵。1946年に復員し、19  
46～61年まで北洋漁業・北海道底びき網漁業の乗組員。1962年（39才）に父親  
が引退したので自営漁業に戻り小型底びき網漁業を操業。その後、長男（水産高校卒業後  
、8年間まぐろ船乗組員）が1979年に自営漁業にはいったので漁船を2.5トンから  
4.9トンに大型化（建造費1900万円）して父子協業で小型底びき網漁業を操業。

#### 〔事例9〕 山形県漁協・M S氏（1986年調査時点52才）

1934年生まれ。父親一人の操業だったので中学卒業で自営漁業に入り父子協業とな  
り1949～52年（15～18才）の4年間近く操業した。所得が少ないので、漁協経  
営の母船式サケ・マス漁船（裏作は近海マグロ漁業）の乗組員となる（1952～62年

) . 給料は同年のサラリーマンの 10 倍近くもあり、使う機会もなかつたので家への仕送りと貯金になった。1962 年に結婚を機に船をおり、乗組員時代に取得した機関士資格と関連のある自動車整備工場に勤務、乗組員時代の貯金を元手として自分で整備工場を設立するつもりであった。しかし漁業に比較して整備工場の経営が厳しいことを知り、1 年半勤務した後、整備工場の計画を断念して自営漁業に従事 (1963 年 = 29 才) 。父親は入れ替わりで引退したので、単身操業で刺し網漁業を操業。

〔事例 10〕石川県七尾漁協・TT 氏 (1981 年調査時点 31 才)

1949 年生まれ。中学卒業時 (1964 年) , 父親は単身ではえなわ漁業。自営漁業に入り 1 年間父子協業で操業したが、イカ釣り乗組員の賃金が良いとのことで 6 年間イカ釣り漁船の乗組員となる (1965~71 年) 。1971 年に 26 才で再び自営漁業に入り、父子協業ではえなわ漁業に従事。

以上、事例 8~10 は、いずれも自営漁業の所得と比較して賃金がはるかに高かった雇われ漁業に従事しているが、いったん自営漁業に従事していることからも知られるように、父親の引退まで (ないし引退時) にはユーターンする予定で流出している点で共通している。それゆえ陸上産業に雇用されることがあっても、それは長期就業を予定しているものではない。

また、学卒直後に自営漁業に就業したとはいっても、先に見た有力漁業種類を経営している漁家とは異なって自営漁業だけでは生活できない場合には、季節的に出稼ぎ的な他部門就業が組合わされている場合も見られる。この場合は、その他部門就業の比重の如何によっては、ユーターン型に分類した方が適切なものも存在する。

〔事例11〕 石川県内浦漁協・F S氏（1981年調査時点60才）

1927年生まれ。学卒後14才から自営漁業。20才代から30才代にかけての10年間ほどは11月末～3月の4か月強は杜氏の出稼ぎをし、自営漁業はその他の8か月間弱。父親引退後単身で操業していたが、息子が28才（1975年）でユーターンしたのを期に夏場（6～11月）は父子協業、その他の時期は本人は漁業の陸上作業のみで息子の単身操業となる。

以上のように、学卒直後に自営漁業の後継者となる事例は、その最も典型的なものについては、有力漁業を操業している父親が、後継者の参入を待ってさらに積極的に漁業経営を開拓しようとするものであり、沿岸漁業経営体の中で最も積極的なタイプであるといえるが、同じ学卒直後の後継者化の中には、こうした条件なしに「家庭の事情」等によって強いられている場合も見られる。

## (2) 父子協業型ユーターン

学卒後に他産業・漁業雇われに従事し、一定時点で自営漁業に還流して数年間ないし十数年間を父子協業タイプで操業するという形でのユーターンには、当初から自営漁業の後継者となることを予期して、一時的に他の職業についてみるという場合と、家庭の事情等によって予期せずに自営漁業者化する場合とがあり、両者の間では他産業従事の内容が異なる傾向がある。前者の場合には、漁業関係の各種の知識を仕入れたり、船舶関係の諸資格を取得したり、ある程度の貯金を蓄えたりすることを目的として、若年者としては賃金の高い遠洋・沖合漁業の乗組員になる場合が多いのに対して、後者の場合には年功賃金制度をとる一般の陸上産業に就業する場合が一般的であると思われる。たとえば、次の事例のように漁業外でずっと就業する予定でいたものが、家庭の事情の変更で自営漁業の後継者となったという場合がそれである。

### [事例12] 静岡県南伊豆町漁協・K S 氏（1986年調査時点49才）

1936年生まれ。兄が自営漁業を継いで父と兄で操業していたので、次男である本人は中学卒業後、千葉で鉄工所に勤務していた。本人が24才の時に（1950年）、兄が死亡したので父に呼びもどされ、ユーターンして父子協業で操業。自分が34才の時点で父親が引退したので、親戚1人を雇用者として雇い2人操業を継続。息子（1958年生まれ）が高卒後直に自営漁業従事を希望したので、この親戚を解雇して1976年に父子協業となる（本人40才、息子18才の時点で）。

### [事例13] 鹿児島県東町漁協・N N 氏（1984年調査時点36才）

1948年生まれ。1920年生まれの父親は商人上がりのまき網の経営者であったが

、その経営が不振になったので、発達しつつあったハマチの養殖業を1967年に開始。本人は中卒で大阪で勤め人をしていたが（1963～68年），ハマチ養殖業が軌道に乗りそうで入手が足りないので戻れという父親の命令で1968年（20才）にユーターン。その後、規模を拡大して海上作業者に男子3名を雇用した。次第にハマチ経営も全国的に過剰生産化してうまみがなくなってきたので、父親が60才になったころに父子の協業関係を止めて父親の経営を分離し、父親はヒラメの陸上養殖に専業化した。

事例12に見られるように、長男が死亡したので次男以下が後継者になるという事例は、海難の多い漁業においては決して少なくない。また、自営漁家出身者が一時的に雇われ漁業者化するという習慣が少ない西南日本では、事例13のように、後継者化する可能性のある者も、一般的の陸上産業に従事していることが多いようである。

とはいって、われわれの調査事例の中で多数を占めるものは、当初から自営漁業へのユーターンを予定して、雇われ漁業に数年間従事したというものである。

#### 〔事例14〕石川県珠洲中央漁協・S M氏（1981年調査時点34才）

1947年生まれ。中学卒後、イカ釣り、サケ・マス漁船の乗組員。24才でユーターン（1971年）。父子協業でなく、その年に高校を卒業した弟とイカ釣り漁船を始め、父親は単身操業を継続。これはイカ釣り漁業は熟練も不要であること、遠方まで航海して無理をしても漁獲を揚げたかったので高齢の父親とは別にしたためである。1974年に4.9トンの中古船を購入、1979年には9.9トンの新船を建造（4000万円）。

#### 〔事例15〕石川県内浦漁協・U A氏（1981年調査時点39才）

1941年生まれ。中卒後、イカ釣り・北洋サケマス漁船の乗組員。29才（1970

年)でユーターンして父子協業へ(はえなわ,釣り等),この時に1.9トンの新船購入,軌道にのったので1976年に4.1トンの新船を建造。その後,父の高齢化で夏のみ父子協業,他の時期は単身操業としている。

[事例16]茨城県大津漁協・YH氏(1986年調査時点52才)

1934年生まれ。中学卒業後,地元のまき網漁船の乗組員。父親も同じ乗組員から自営漁業者化していたので,28歳で雇われをやめて父子協業化。船びき網漁業を操業。父親引退後,単身操業に移ったが船びき網の盛漁期は2人協業でないと無理なので船びき網の許可のない人を2か月間だけ雇用し,との10か月は単身操業。47歳の時に高卒で息子がすぐ後継者になったので,父子協業になった。

このように20才代で後継者となっているこれらの事例では,その後10数年間父親と協業することになる。ただし,父親の体力が弱体化していて若年者との協業に適さない場合などには,事例14のように父子の分離操業方式(この事例では兄弟協業方式)を探る場合や,事例15のように季節的に父子協業,単身操業を組み合わせている場合もある。こうした点では,学卒直後の後継者化に比較して父親の年齢が高くなっている点で,父子協業のあり方が質的に異なっている面も見られる。しかし,仮に父子協業方式を探らない場合でも,父親の引退時点での後継者化に比べれば,経験の伝達や漁村社会内の発言力の確保などの点でより積極的な対応が可能であるという利点がある。

### (3) 父親引退時ユーターン

父親が引退ないし死亡した時点で自営漁業に参入する場合は、参入年齢が高く30才代半ばから40才代にかけてとなるが、海難や病気によって父親が早期に引退する場合にはユーターン年齢が早くなる。いずれの場合も、純粹の職業選択としての要因よりも「家」を継ぎ、老人を含む家族を扶養するために旧来の仕事を止めて故郷で就業せざるを得ないという事情が強い。その意味で、このタイプは、直系世帯維持の規範意識が依然として根強い地域に多いようである。この点は、表3-10で日本海北区、次いで日本海西区において中年時点での自営漁業就業者の増加が確認された点と関連していると判断される。同時にこのタイプでは、還流の時期は未定であっても、いずれは自営漁業にユーターンする意図で流出している場合が多いので、その意味でも沖合・遠洋漁業の乗組員の供給地である東北地方等に多くなると思われる。

#### 〔事例17〕石川県能都町漁協・HE氏（1981年調査時点46才）

1935年生まれ。父親は自営漁業者であったが、所得が低かったので本人は一貫して雇われ漁業に従事した。17～19才＝北洋のサケ・マス漁業その他、19～22才＝定置網漁業（冬は地元、夏は石川県の外浦地区）、22～38才＝北海道の底びき網漁業。1973年（38才）に父親が死亡したのでユーターンし、組合員資格、漁業許可等を継承して自営漁業（刺し網・イカ釣り）に従事。大型イカ釣り漁船の雇われ乗組員であった弟を数年後に呼び戻して、漁船を大型化し兄弟操業タイプとなる。

#### 〔事例18〕石川県内浦漁協・TY氏（1981年調査時点47才）

1934年生まれ。中卒後、雇われ漁業に従事（16～21才＝イカ釣り漁業、22～

39才＝イカ釣り・サケマス漁業）。1974年（40才）に父の引退に際してユーター  
ンし自営漁業（船びき網・刺し網中心）に単身操業で従事。1978年に軌道に乗ったと  
判断して、漁船を3トンから4.9トンに大型化した。

〔事例19〕岡山県邑久町漁協・M Y氏（1987年調査時点48才）

1939年生まれ。高校卒後41才まで漁協職員。この間、父親ははじめその兄弟達と  
刺し網、小型定置網等を操業していたが、順次、世帯分離するとともに、カキ養殖業中心  
となり、最後は父と雇用者一人でカキ養殖業の海上作業をおこなっていた。本人が41才  
の時に父親が死亡したので、カキ養殖業の経営状態の良い時期であったこと、熟練も簡易  
で親戚に教わりながらでも充分できそうだったこと、母や近所の主婦達が自分の家のカキ  
むき作業中心に操業していたので後継者が必要であったこと、などの事情で漁協を退職し  
て自営漁業者となる。海上作業者は自分一人。

〔事例20〕石川県内浦漁協・H T氏（1981年調査時点70才）

1910年生まれ。父は自営漁業。本人は兵役後に沼津で魚等の商売を1950年ころ  
まで継続。父親が高齢化したので本人が40才の時点で地元に戻る。はえなわ・刺し網漁  
業を単身で操業し、農業は夫婦で担当しつつ、地元の定置網の乗組員にもなり、その所得  
を併せて生活。本人の息子は中学卒業後15年間イカ釣り漁業の乗組員で、本人が60才  
(息子が31才)の時点で自営漁業の後継者となる。

このタイプはいずれも単身操業でスタートするので、漁業種類は刺し網漁業やイカ釣り  
漁業や養殖業など簡易熟練的なものや、それまでの雇われ漁業者の時代に経験のあるもの  
を選択していることが多いようである。参入時点はいずれも40才前後で、次の代（自分

の息子）が労働力化するまでに間があまりないので、本人に意欲と条件（優良漁業の許可、養殖漁場の広さなど）があれば、素早く投資を進めて単身操業から2人操業へ■移行できる条件を整備する傾向が見られる（事例17・18）。反面、後継者のあてがない場合には、投資を避けて中年時点での新規参入者として消極的な方針で推移する場合もある。また、資産規模が大きく経営を止めてしまえばその経済価値が失われてしまうという場合には——漁業資産は土地と異なって充分な対価で売却することは困難である——、事例19のような資産管理者的な参入の仕方も見られるようである。

#### (4) 後継者以外の自営漁業者化

自営漁家世帯のあととりが後継者として自営漁業者となるという正常なタイプとは別に、自営漁家以外の世帯員が新規に自営漁業を開始するという形での自営漁業者化がある。これは事例的には多くはないし、地域的にも限られているが、自営漁業の参入の自由度を反映するものとして重要である。このタイプにも、①自営漁家世帯員の分家による新規経営体の成立、②雇われ乗組員の自営漁業者化、③全くの漁業外からの新規参入の3つのタイプがある。

第一の自営漁家世帯員の分家による場合は、後継者参入の亜タイプと見られるが、経営体数が増加する点と漁業許可・漁船等を新規に取得しなければならない点で後継者参入の場合と異なっている。これに該当するものとしては以下のようない事例が見られた。

##### 〔事例21〕石川県小松市漁協・F T氏（1982年調査時点43才）

1938年生まれ。次男なので中学卒後、大阪で会社員。仕事があわずに29歳で会社を止めて故郷に帰る。兄と父親が協業で自営漁業をしていて人手が不要だったので、組合員資格を取得して独立し、単身で刺し網を開始。

この事例は、都市化が進展して組合員数が減少している中で、組合員への新規参入も、簡易熟練的な刺し網への参加も緩やかな漁協地区で、経営の分化が容易になされた事例である。これに対して養殖業地帯などでは漁場行使者の制限を厳格にせざるを得ないし、生産性の高い許可漁業への参入などの場合も同じように参入阻止的であり、そうした地域では分家は事実上不可能な場合が多い。

第二の雇われ漁業就業者の自営漁業者化は、沖合・遠洋乗組員の供給地においてしばし

ば見られる事例である。

[事例22] 茨城県那珂湊漁協・Y.M氏(1987年調査時点57才)

1928年生まれ。小学校卒業以降ずっと地元の沖合漁業・遠洋漁業の乗組員（カツオ釣り、マグロはえなわ、サンマ漁業など）。父親は高齢時まで乗組員だったが、本人は32才ころに乗組員を止めて自営漁業を開始した（船員年金受給資格が当時は勤続15年強で取得できたので、それを満たしてからやめた）。うまくいかなければまた雇われ乗組員にもどるつもりで、刺し網、タコ釣りなどを単身で操業していたが、1970年に操業中に大けがをして右手がきかなくなってから4トンの漁船を2トンに小型化した上で夫婦協業に変えて今日に至っている。

[事例23] 茨城県平潟漁協・S.T氏(1986年調査時点37才)

1949年生まれ。父親は地元の沖合底びき網漁船の雇われ乗組員で、7~8月の底びき網漁業の禁漁期にのみ自営漁業をやっていた（漁協では乗組員の引き止め策と禁漁期間に経営主が給与を支払わないでいるように、雇われ乗組員にその間の自営漁業操業を奨励）。1965年に息子が中学卒業時に漁業就業を希望した際、父親（この時42才）も乗組員をやめ、父子2人で周年的な自営漁業を新規に開始。底びき網漁業の許可を持っていないが、餌料びき許可で事実上底びき網漁業を操業。

えぬめ

[事例24] 石川県~~魚~~日漁協・K.Y氏(1981年調査時点58才)

1923年生まれ。祖父は地元の大型定置網の雇われ乗組員、父は魚の加工屋でいずれも組合員資格は持っていた。本人も農業を兼業しつつ同じ定置網の乗組員となったが、42才の時に小型定置網を止めた人の許可を取得だったので乗組員をやめて自営漁業を開始

した。

〔事例25〕宮城県階上漁協・M.S氏（1987年調査時点64才）

1923年生まれ。高小卒業後15～17才は地元の米屋に雇われ、18～55才は地元の定置網に雇われ。この間28才の時（1951年），定置網の閑漁期対策として定置網経営者の勧めに従って、この地方で当時普及しつつあったカキ養殖業を開始。その後、ワカメ漁場の配分も受け、定置網を55才でおりた後、自営漁業専業となる。造船会社に勤務していた長男が、本人が58才の時に後継者となったので、61才で海上作業から引退した。

以上の22～25の4事例とともに、地元の漁業企業に雇われていた者であることに留意すべきである。すなわち、雇われ漁業者が他地域の漁船に雇われた場合には、地元の漁協に加入が認められたり、漁場行使の権利を認められたりすることは一般的には困難である（地元に生活の場がないのだから。かといって、経営主の地元の漁協ではよそものとして扱われることが一般的であろう）のに対して、同一漁協に所属している漁業企業に雇われる乗組員の場合は、自営漁業者に転じやすいと見られる。それは、漁業企業＝雇用主にとつて漁業の禁漁期・休漁期にいったん乗組員を解雇し（「雇いどめ」）たり、操業漁業種類の変化や豊漁期・閑漁期にともなう乗組員数の調節をスムーズに行うためには、そうした時期にも乗組員が地元に定着して生活できること——他地域の他の漁船に乗ってしまわないこと——が必要だからである。このため、待機期間に置かれた乗組員が生活できるよう自営漁業部分を零細規模で容認する傾向がある。もちろん、本格的な優良漁業種類の操業許可を周年的に与えたのでは、乗組員が減少して自営漁業者化してしまったり、乗組員

賃金上昇の圧力として自営漁業部分が機能したりしてしまうから、零細漁業の範囲に留まるものではあるが、しかし、そうした場合にも、漁業許可なしで優良漁業を操業してしまう違反操業者は出現する（事例23）し、こうした漁業者が多數になれば、法的定めとは別に、事実上それがその地域における新しい漁業秩序として定着してしまうのであり、漁協もそれを容認せざるを得なくなるのである。

このように、自営漁家出身者でない雇われ漁業者が新たに自営漁家を形成するのは、同じ漁業就業として職業的なじみがあり着業しやすいという理由ももちろんあるが、同時に漁業企業による労働力確保対策が、雇われ漁業者の自営漁業者化を促進している側面がある点も見逃せないところである。

第三の全くの漁業外の世帯員からの参入は、かなりのレア・ケースであり、特徴ある意志を有する者の意識的な参入に限られているようである。もっとも戦前期には、半農半漁地域において純然たる農家が漁業に着業し、次第に漁業専業的に変化していくといった事例は少なくなかったと思われるが、現状の事例としてわれわれが調査することができたものは以下の2事例のみであった。

#### [事例26] 東京都三宅島漁協・〇Y氏（1987年調査時点48才）

1939年生まれ。農家の息子。1955年、高校中退後、三宅島～東京の航路を経営する東海汽船会社に就職、東京と三宅島で交替勤務。給料が安く、中学時代の後輩の自営漁業者の方が所得が多そうだったので、自営漁業者への転換を計画。釣りが趣味だったので休日等を使って漁協に時々水揚げ＝販売して正組合員資格を取得、東海汽船会社に20年勤務して厚生年金の受給資格を得た直後、1975年に36才で退社し、小型の中古

船を購入し、中学時代の後輩に指導してもらって釣りの技術を向上させ、数年後にほぼ一人前の水揚げを揚げる見通しがついたので、4.9トンの漁船を建造した（1500万円）。

〔事例27〕 東京都三宅島漁協・N.N氏（1987年調査時点33才）

1953年生まれ。会社員の息子。1976年に東京水産大学卒業。1976～80年、貿易商社に勤務し水産物の輸入業務に従事。1981年、27歳で退社して自営漁業を開始する計画を立て各地の漁村の情報を収集。三宅島漁協では漁協が経営している定置網の乗組員として1年間勤務すれば法律の規定通りに正組合員資格を取得できるという約束を得、1年間これに従事。翌年正組合員資格を得て定置網をやめ、1トン台の小型船を購入して地先資源の潜水器漁業を開始（テングサ・トコブシ等）。同時に妻と施設園芸（花）を開始し、労働の繁閑を組み合わせて経営。潜水は学生時代から資格を持っていたので容易に開始できたが、釣り漁業は経験がないので、当面は手を出さず、今の仕事を拡張する予定。

この三宅島漁協の2事例は、組合員資格が解放的で漁場行使権も緩やかであるという点で、過疎地における漁協の一つのタイプ——組合員数の実質的減少傾向の中で漁協および漁業者自体がその増加を期待しているという点で沿岸漁業の発展地域とは逆——を代表しているものと見られる。しかも、この地域の主要漁業は、制度上参入が自由な釣り漁業である。こうした組合員資格、漁場行使権のいずれもが緩やかであるという条件の下で、自らの出身世帯の職業とは無関係に沿岸漁業を選択した意欲的な希望者が新規参入できたと判断できる。

## 第二節 後継者参入の原論的条件

後継者の参入は前節に見たように、現実にはその参入時期についても、参入までの経緯についても多様であり、各種の就業機会による所得水準の比較をしながら自営漁業を選択しているとは明確には判断できない事例も少なくない。「漁業の好き嫌い」や「家庭の事情」等が後継者の参入に強く影響していることは否定できないところである。しかしながら、言うまでもなく後継者としての自営漁業への参入は、それによって家計費が確保できる見通しの下になされているし、現に自営漁業者として生計を維持している以上、世帯員の各種の所得の中で自営漁業収入がそれなりに大きな意義をもっていることも確かである。以下においては、後継者が参入する際の経済計算のあり方を他の就業機会との関係で検討した上で、現実にはこうした経済計算がそのままでは適用されない事情について考察し、後継者参入の論理の実態に迫って行きたい。

ところで、後継者参入の中で特に重要な意味を持つものは、学卒直後ないし父親が現役の時点におけるユーターン的後継者化である。というのは、父親引退後の後継者化は、地域によってはその事例が少くないところも見られるが、全国的に見れば後継者参入の中のわずかな部分に過ぎないことは第三章における就業者数の年齢別推移から見ても明らかであるし、各々の漁村地域の主要な担い手となる主業的漁業者としてのユーターンは、40才前後においてはもはや困難になるからである。そこで、ここでは父親が単身操業の段階で新規学卒時点ないし一定期間の他部門就業を経てから、父子協業タイプで後継者が参入する場合の経済計算について考察してみたい。これは、技術水準的にみて単身操業タイプが沿岸漁業の基本タイプとなっている現状において、後継者の参入を保証する条件は何

であるのかを検討する作業である。

さて、単身操業タイプの父親の下に、他の就業機会を捨てて後継者が参入するためには、どの程度の水揚金額の上昇が必要であろうか。その実態はおそらく、原理的に想定できる二つの極論の間にみると予想される。すなわち、一方では、世帯所得としての一体性を重視し、したがって、旧来の水揚金額が今後も確保できれば後継者の参入はあり得るという想定である。いずれは高齢化する父親の代わりに後継者が操業の中心的な担い手となるのであり、父子協業の期間は、そのための繋ぎの期間に過ぎないという見方に立てば後継者の参入によって水揚金額の増加は必要ないことになるはずである。他方では、旧来の水揚金額は後継者の参入がなくとも確保される金額であるから、後継者はそれを超えた水揚金額の超過分を自らの追加水揚金額として意識せざるを得ず、追加水揚金額から追加経費を控除した追加所得額が、他産業に就業した場合に得られる所得額よりも少なければ、彼は他産業への流出を選択するであろうから、追加所得額がそれと同等かそれ以上であることが、後継者確保の条件である、とする判断である。

現段階では、前者の論理がそのまま貫かれる条件はない。実際、父親世代の自営漁業者自身が、自分が元気なうちは漁業は自分一人で行い、息子は自営漁業以外で働いた方が全体としての世帯所得は大きくなるから、自分が引退する時点でユーターンを望む、と判断している事例が少なくない現状である。ましてや、後継者本人は、中学校・高等学校における同年配者（その多くは自営漁家の子弟ではない）のその後の就業状況＝所得状況についてかなり敏感に情報を得られる条件を持っているのであるから、父親の単身操業段階と同様に世帯所得一本で、自分個人の一定の現金所得も保証されない状況を甘受することは

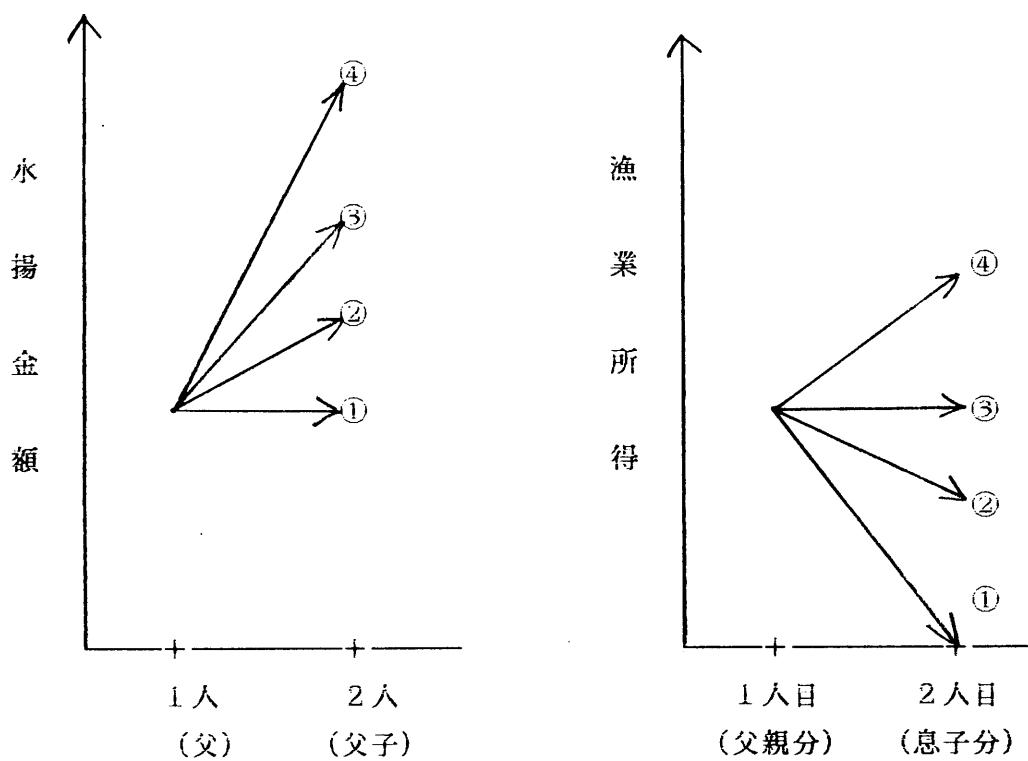
困難である。このため、多くの漁家では、後継者となった息子に対して、一定の現金を小遣いないし給料相当分として月ごとに与えるという方式が定着している。<sup>4)</sup>それが可能となるためには、旧来の所得を越える追加所得分が経営的に要請されることになるはずである。

それでは後継者参入による水揚金額の増加はどの程度必要であり、その水準いかんによって後継者の参入状況はどのような影響を受けることになるのであろうか。この点について図6-1を参考しつつ検討してみよう。まず、父親一人で操業していた段階から、後継者が加わって父子協業タイプに操業タイプが変化する場合、水揚金額の変化については原理的には4通りの場合が可能である。

①水揚金額が変化しない場合。これは、養殖施設規模が限定されていたり、漁船漁業でも操業時間や使用漁具数や漁獲量についての厳格な制限がある場合であり、後継者の参入によっても水揚金額は全く増加せず、ただ労働の軽減、操業時間の短縮といった効果が生じるに過ぎない場合である。こうした場合には、後継者の参入方式は父子協業化のタイプは取らずに、父子別々の漁船で操業して水揚金額の増加を図るという方向が追求されるはずである。とはいえる、現実には2隻化の方向がとられにくい根拠としては、（1）熟練未形成の息子に対して、漁場の選択、作業方式の伝達等を日常の操業を通じて行う必要があること、（2）漁場利用の権限が後継者に独立して与えられることは、自由漁業の場合を除けば通例は困難であること、（3）漁船建造、漁具一式の取得、養殖施設の作成などのための費用が大きな負担になること、その資産が父親引退後には遊休化してしまうので投下資本回収の保証が不確かであること、さらには水揚実績のない息子が漁船を建造する際に

図6-1

図 6-1 後継者参入による水揚金額変化



は制度資金等の借入が困難であるという実際的な事情も存在していること、といった理由が指摘できるであろう。それゆえこの方式で後継者が参入するのは、経営の継承性の確保が専ら重視される場合であろう。

②水揚金額が増加するが、その増加分は父親一人での旧来の水揚金額よりは少ない場合（収穫遮減）。後継者の参入によって新たな漁船投資がなされず、父親一人の時と同一の漁船を使用したり、同一の養殖施設規模で操業したとしても、後継者の参入によって内包的に漁獲努力量は拡大することが多いから、水揚金額はある程度の上昇を示すことになる。具体的には、漁具規模の増加（網の反数、釣り竿の数、はえなわの長さ等）、利用漁場範囲の拡張、船上処理の効率化による鮮度維持の向上＝商品価値の向上、新規漁業種類の追加といった方策がこれにあたるであろう。この場合にも、後継者が別途の漁船を使用して父親と全く同一の漁業を営む方が粗収入としての水揚金額は増加するはずであるから、それが可能な場合にはその方向を選択することが全くないわけではない。しかし現実には、その方向が選択されることは少なく、収穫遮減状況に甘んじたまま父子協業タイプが選択されることが通例である。その理由は、①において漁船複数化を阻む事情として指摘した理由と同様であろう。このため、漁労体の複数化の方向が選択されることは少なく、父子協業タイプが成立することになる。ともあれ、後継者参入の際に最も多い事例は、水揚金額が増加はするが二倍にはならないという、ここで検討した状況であろう。

③後継者の参入による追加水揚金額が、旧来の父親一人での操業の際のそれと同等である場合（収穫比例）。これは②と④の中間の場合である。

④後継者の参入による追加水揚金額が、父親一人での操業の際のそれを越える場合（収穫

適増）。これは、労働工程的には単身操業が可能であるが、経済効率的には二人協業が適当であるという漁業種類の場合などに見られる。すなわち、地域の当該漁業が基本的には二人協業方式で営まれている中で、後継者参入待ちであった父親が一人で操業していた際には、漁場競合が激化する盛漁期の漁獲量が他の漁船に比較して大いに劣っていたり、労力不足からくる船上処理の遅れの悪影響があったり（鮮度の低下＝商品価値の低下、船上処理に長時間拘束されることの結果としての曳網時間の少なさ＝漁獲努力量の少なさ、航行作業と漁労作業の分業不能による悪天候時の出漁不可能化＝出漁日数の他船に比較しての少なさ、等）によって、父子協業の漁船の水揚金額に比較してかなり劣っているので、<sup>5)</sup>後継者の参入によって一挙に収穫適増的状況が生じることが少なくない。もちろん、労働工程的に一人操業が不可能であれば、雇用者追加タイプを選択するなどして後継者の参入を待っているか——その場合には後継者の参入によって雇用者を解雇することになるから、水揚金額の増加はないが、それまでの雇用者賃金分だけは漁業所得が増えることになる——、一人操業が基本である他の漁業種類を操業するかせざるを得ないであろうが、労働工程的に一人操業が可能であれば、水揚金額の他経営体との大きな格差を甘受しても、当該漁業の操業を選択することになる。こうした事例は、生産性が高く漁場競合も激しい許可漁業の場合などにおいて、2人操業の漁家と1人操業の漁家とが混在している状況に際してしばしば観察される。

さて、後継者参入による追加水揚金額が、以上のような追加水揚金額ゼロ、収穫適減、収穫比例、収穫適増の各場合があるとすれば、ここから経費を控除した追加所得額においても各種の場合が存在することになる。この場合、追加経費の額もゼロの場合、適減的で

ある場合、遞増的である場合のそれがあり得るから、水揚金額の変化との対応関係は一義的ではないが、結果としては以下の4通りの場合が存在するであろう。

- ①追加所得がゼロの場合。
- ②追加所得が父親一人の際の所得よりは少ない場合。
- ③追加所得が父親一人の際の所得と同等の場合。
- ④追加所得が父親一人の際の所得より多い場合。

原理的に言えば、この追加所得が、後継者参入による所得増加分として、したがって後継者独自の所得額として意識されることになるから、この金額が彼が他産業に雇用された場合の賃金額と同等ないしそれ以上であれば、後継者の自営漁業就業があり得ることになるはずである。そこで、彼が他産業に就業する場合の賃金額がどの水準に位置するのかが問題になる。

しかしこの点を検討するためには、自営漁業後継者が就業可能な労働市場が単一ではなく、その賃金水準も区々である以上、労働市場の重層性に則した検討をしなければならない。

### 第三節 労働市場の構造と後継者の経済計算

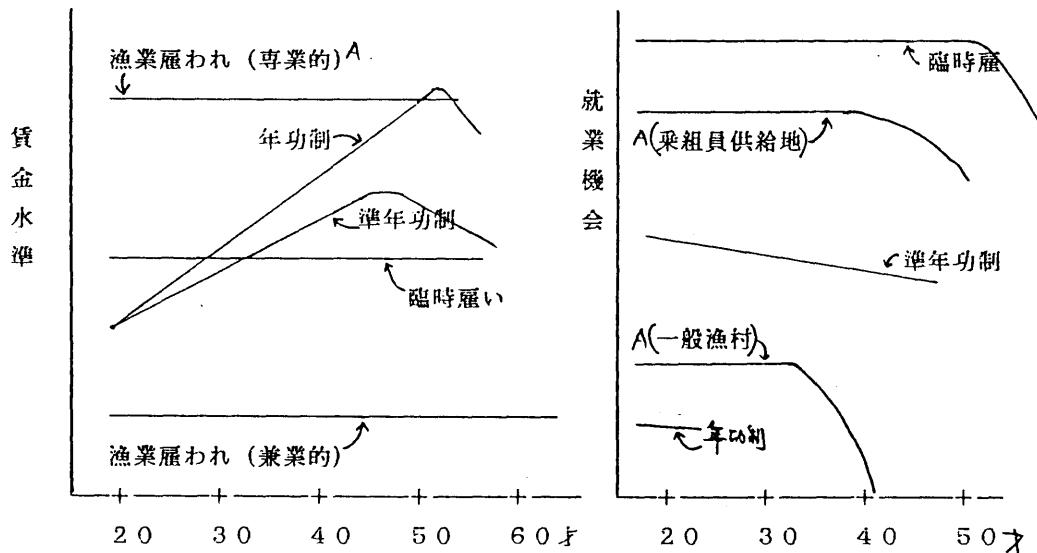
自営漁業者の子弟が後継者になるか否か、あるいは後継者となる時期をいつにするのかという判断は、彼の有する他の就業可能性との比較検討を通じてなされている。その場合、彼の前に存在している就業機会は全国一般的な抽象的な労働市場ではもちろんなく、労働条件・賃金水準・雇用機会について大きな格差を持った具体的な労働市場である。そこで、漁家子弟の現実の判断のしかたに接近するために、彼らが就業することの多い主要な部分労働市場における、賃金水準と就業機会について図6-2を参照しながら、検討してみよう。

さて、自営漁業者の子弟が雇用される主要な部分労働市場とその性格については以下のよう整理することが可能である。

#### (1) 漁業雇われ（非年功制的高賃金部門）

第一に、沖合・遠洋漁業を中心とする雇われ乗組員である。これは、他の就業機会に比較して大きな特徴を有している。すなわち、①年功制的賃金制度を取らず、全乗組員が基本的に同一賃金を受領する（役職者に対する歩合の増給分が均等賃金以外に存在しているが、これも年功には関係がない）、②地域性が著しく、雇われ乗組員の集団的出身地では雇用機会が潤沢にあるのに対して、その他の地域ではその条件がない。前者の特徴は、陸上にいる雇用主が労働力を統括する方策として歴史的に採用されている歩合制的賃金制度の結果であるが、漁業機器を利用した単純肉体労働として若壯年者ほど操業にとって好都合であり、雇用主にとって年功制的賃金制度を取ることがマイナスであるという実際的な事情にももとづいている。ともあれこの結果として、他産業に比較して若年者にとっての

自営漁家世帯員男子の就業機会と賃金水準



賃金水準は相當に高くなっているのである。もちろん、漁業種類ごと漁船規模ごとの賃金格差は極めて大きいが、1985年の統計によれば乗組員一人当たり賃金額は100～200トン規模で464万円、200～500トン規模で584万円である。<sup>6)</sup>これは数日航海程度の沖合底びき網漁業などを含めた平均水準であるから、航海日数が数か月から1年以上に及ぶ北洋漁業やまぐろ漁業などでは、この金額よりもさらに高くなる。したがって、若年者にとっては他の陸上産業や自営漁業に従事した場合に比較して相当に高額な所得水準になると言える。特に、戦後高度経済成長期の前半期までは漁場を世界に拡張しつつあった遠洋漁業の発展期であったから、今日の高齢漁業者の中には若年時に雇われ漁業者となっていたものの比重が相当に高いと見られる。1970年代以降、オイル・ショックと200海里体制の定着をきっかけとして、遠洋漁業は衰退過程に入り、乗組員に対する需要も顕著に減少したし、陸上産業に対する若年乗組員賃金の割高性も相当に修正されつつあるが、依然としてかなりの相対的高賃金であることには変わりはない。

もっとも、同じく漁業雇われとはいっても、これと対極的に絶対的にも相対的にも低賃金の部門もある。それは、拘束時間の短い通常の定置網や、繁忙期の沿岸漁業・養殖業に季節的に雇われる場合などであり、自営漁業・農業に従事しつつ、こうした自営業と両立可能な雇われ漁業に従事する場合には、地元においてはこうした雇用機会しか存在しないことになる。<sup>7)</sup>

したがって、雇われ漁業の労働市場は、長期航海の遠洋漁業を典型とする專業的乗組員の相対的高賃金部門と、自営漁業と相互補完的な沿岸漁業での兼業的乗組員の相対的・絶対的低賃金部門との2つの部分からなっていると考えられる。後継者の就業にとって主と

して関わるのは前者であるが、有力な漁業種類の許可を持たない世帯の後継者の場合には、盛漁期に有力漁業の許可を有し入手不足の漁家に雇用されるという形で後者の労働市場と関連を持つ場合も存在している。

他方、これらの雇われ乗組員の就業機会については、地域差が非常に大きいことが注意されなければならない。遠洋・沖合漁業の盛んな地域ではその乗組員としての就業機会も多いということは一般的には想定されるが、現実には、それに加えて地域差を拡大する事情が存在している。それは、操業中の最高責任者である漁労長が乗組員を決定するという慣行が強固に存在していることである。もちろん、今日では法的には船主の直接雇用であって、漁労長も雇われ乗組員の一人に過ぎないが、出港して以降は、漁場の決定、操業開始・終了の指示、各人の労働配置の決定等の全権を有する漁労長の納得なしに船主が乗組員を決定することは不可能である。この結果、今日においても依然として漁労長と出身地を同じくする者が乗組員の多くを占め、乗組員の交替に際しては漁労長が新規の乗組員希望者を出身地域において勧誘するという方式が一般的である。静岡県焼津におけるマグロ漁船の乗組員が、地元出身者が非常に少なく、宮城県気仙沼市周辺の出身者等の比重が高いといった事実も、こうした関係を通じて形成されてきたものである。このことは、伝統的な乗組員出身地域の自営漁業者には遠洋漁業での就業機会が広範に開けているのに対して——200カイリ体制以降、減船が大規模になされたために遠洋漁業における就業難が生じているとはいえ、若年者は依然として不足気味である——、そうした地域以外の自営漁業者にはそれが閉ざされていることを意味している。人手不足の下で、いわゆる「旅」の乗組員が雇用されることももちろんあるが、それらは短期の限界的労働力として位置付

けられ、漁業には避けられない繁閑の季節的変動や、年々の豊不漁の下で浮動する労働力とされる傾向が強いのである。

したがって、漁業雇われの労働市場としては、遠洋・沖合漁業については伝統的雇用乗組員の供給地——太平洋北区・日本海北区を含む東北地方がその代表であるが、現実には

その中でもいくつかの地域が集中的な供給地となっている——では就業機会が広範に開けているのに対して、その他の地域ではそれが狭く限定されているという差異が見られる。

また、沿岸漁業における雇われ就業機会は、多入数協業的な沿岸漁業を残存させている地域や、家族経営が分解して企業的経営を成立させて来た各種の養殖業の発展地域などにおいて存在している。

## (2) 年功制賃金部門

公務員・大企業の職員を典型とし、大企業の生産的労働者や農協・漁協の職員も含む年功制的賃金制度を持つ就業部門は、50才代前半まで賃金が上昇を続ける部門である。若干時の賃金水準は自営漁業による所得水準に比較して決して高くないが、年齢の進行とともにあって賃金の上昇が確実に期待できること、就業の安定度が最も高く、退職後の年金条件なども有利な就業分野とみなされる部門である。

漁村の地元では大企業は通常存在しないので、親元に同居して通勤可能な職場としては、役場・農協・漁協などがこれにあたる。たとえば、父子協業を必要としない自営漁業者の場合にしばしば見られる希望は、高校卒業で長男を役場へいれ、20年間勤務して年金受給資格を得てから40才ころに自営漁業に還流させ、数年間息子と協業した上で（あるいは協業期間なし）自分は引退したいといった将来構想である。しかしこの就業機会は限定されているので、親元からの通勤方式を取らずに都市に流出して大企業の労働者となることを選択する場合もある。この部門の就業機会は新規学卒時点に限定されている傾向が強いので、相当長期間勤務可能と予想される者がこの部門を選択することになる。しかし、やがて後継者となる子弟の多くは、すでに新規学卒時点で将来のユーターンの必要性を予想していることが多いので、年功制的賃金の下での生涯所得の最大化を必ずしも重視しないと見られる。とはいってもこの部門では、今日の合理化の進展の下で労働力の買手市場化が進展しているので、雇用機会は限定されている。

## (3) 準年功制賃金部門

地元企業や都市の中小企業などの生産的労働者および職員も、年功制的賃金制度の下に

あるが、大企業の労働者や公務員と比較して、賃金のピークが40才代の後半に位置する傾向があること、大企業に比較して賃金額が低い上に、年齢の進行にともなって格差が拡大すること、雇用の安定性が不確実であること、などの点で不利な部門である。

この部門は、大企業に比較して生産性が低い分野が多いこともあって、その就業機会は非都市部においても相対的には広いが、漁村においては依然として相当に限定されており<sup>9)</sup>、地方都市への通勤条件を有する地域の漁業者の子弟か、都市に流出できる者がこれを選択する傾向が強い。また、就業機会の年齢は必ずしも新規学卒時点には限定されず、年齢の進行とともに就業可能性が低下するとはいえ、30才代においても新規就業が可能である。それゆえ、都市部において年功制的部門に勤務していた者が、親の高齢化に伴って地元にもどり、準年功制的部門に就職しなおし、自営漁業の様子を見ながら自営漁業を継承するか勤め人を続けるかを選択するといった迂回的な事例も存在していると言われる。

#### (4) 臨時雇い的部門

自営漁家の男子子弟は、上の見たような各種の定職的な就業に着かず、土木事業等の臨時雇い的な部門に就業することを選択する場合もある。これは遠からず自営漁業にユーターンすることが予定されている場合や、家族との同居義務などによって地元で就業しなければならない事情があるにも関わらず、定着的な就業機会がない場合や、都市周辺において一時的に高賃金が得られる際に短期間の就業予定で就労する場合などにしばしば見られる事例である。というのは、この種の就業分野においては、若年者としての賃金水準は定着的職種に比較して必ずしも低くはなく、むしろ景気の良い産業分野・地域を選択すれば短期的には相當に有利な場合もあるからである。また、盛漁期には自営漁業の労働力として

就業しながら、その他の時期には臨時雇い部門で就業するという選択をしている若年者も存在する。これは、自営漁業の後継者を確保するために、学卒後の数年間だけ本格的な就業が免除されているという状況——父親の発想に即した言い方をすれば、「何年か遊ばせてやるから後継ぎになれ」という状況——であるとも見られる。また、漁村地域には、現代的な公共事業的土木事業と同時に、伝統的な出稼ぎ労働力市場が存在している地域も少なくない。特に冬季に地元で就業機会が存在しなくなる日本海北区等ではこうした事例が多い。学卒時点からこうした浮動的な労働力市場で就業している事例も必ずしも少なくない。

#### (5) 後継者の就業選択

自営漁家の男子子弟は、このような各種の労働市場の存在を前提として自らの就業の場を選択する。その場合、いったん自営漁業以外の分野で就業する者にとっては、ユーターンの必要性についての認識が職業選択にとって非常に重要な影響を持っていることが指摘できる。特に雇われ漁業を選択する者は一定時点での自営漁業後継者化を想定しているし、実際にもそうなることが多い。それに対して、ユーターンの予定が不確かな者は年功制的部門を選好し、こうした部門に就職すれば結果的に自営漁業の後継者にならない者が増加する傾向があると言えるであろう。

ユーターンを予定しながら他部門に就業した者は、自分や親の年齢の進行＝ライフ・ステージの変化とともに、当該部門での就業条件と自営漁業の所得条件等を勘案しながら、ユーターンの時期を選択することになる。それゆえ、自営漁業側の所得が何らかの事情で好転した場合には、ユーターンの時期が早められるし、ユーターンをするか否かについて

の未定者もそれを選択することになる。そのような際には、重層的な労働市場の中で短期的な職業・職場変化をしつつユーターンの時期を測っていた人々の存在が表面化することにもなる。こうした事例として、1980年前後におけるサケ定置網の水揚高の急増によって予期せざる多大な自営漁業後継者の還流を経験した岩手県三陸海岸地方漁村の事例を、岩手県普代村について一瞥してみよう。<sup>[10]</sup>

岩手県普代村はわかめ・こんぶ養殖を中心とし、地先資源の利用を加味した零細自営漁業地帯であり、若年者は学卒時点ではほとんど地元自営漁業に従事しない地域であったが、1970年代後半に、サケ定置網の経営が好転し、その乗組員の定置網期間（9～2月）の賃金が500～1000万円にも達したために、流出していた後継者予備軍が一齊に

ユーターンして定置網の乗組員となり、春・夏の時期には自営漁業に従事することになった。この際、他産業に従事していてユーターンしたものの中、20～35才までの13名（うち長男が11名、二三男が2名）を対象として、ユーターン前の職業について筆者が聞き取り調査をした結果は以下のとくであった（調査時点1983年8月）

遠洋漁業等から…5人（①北洋漁業から2人、②八戸のイカ漁業、③焼津のマグロ漁業、④下関の以西底びき網漁業から各1人）

海運業から…2人（いずれも内航船）

魚市場の卸売会社…1人（東京築地市場）

一般会社員…2人（いずれも東京で）

各種のアルバイト…3人（1人は東京、2人は地元）

このように、この事例では遠洋漁業での就業と隣接産業である海運業が最も多い。この

人達は、学卒時点では家の漁業だけでは生活できないこと、父母が自営漁業をやっているので自分の労力は必要なかったことなどから、賃金が良く知り合いもいる漁船ないし内航船の乗組員となり、親が高齢化して自分の労力が必要となる時点で後継者となって戻ってくる予定であったという。また、東京での会社勤務が3名見られるが、この人達は安定した職業を希望し、また都会で生活してみたかったこともあって東京で就職したとのことであり、ユーターンの必要性についてはなりゆき任せで出ていったようである。自営漁業への後継者化は、その時の自営漁業の所得状況から判断すればよいとみなしていたと思われる。また、地元および都市でのアルバイトと回答した3名は、いずれ自営漁業に従事する予定であったが、まだ親も若く一緒に働くほどの仕事もなかったので臨時雇いなどをしていたという趣旨のことを述べている。

この事例については、ユーターンしなかった者の比較調査を行うことは出来なかつたが、地元で役場や農協等に就職している者は一人も自営漁業への参入を行っていないことから見て、就職当初から自営漁業者化を予定しているか否かが、実際の後継者化にとって規定的な要因となっていると見られる。

それでは学卒時に自営漁業者化を決断させたり、他部門に従事するにしても一定時点での還流＝後継者化を予定させる事情は何か。その一部はすでに見た追加所得の確保についての経済計算であるが、他にもそうした原理的な経済計算を修正する諸事情が存在している。親に対する扶養義務意識や「家業」意識としてイメージされるそれらの内容について次に検討してみよう。

#### 第四節 必要追加所得水準の修正事情

我々は第二節において父親単身操業の漁家に後継者が参入する場合の必要追加所得水準についての原理的な検討を行い、第三節においては、追加所得水準と対比される他の就業機会とその賃金水準とが同質的・全国一律的なものではなく、性格の異なる部分労働市場に対応して区々であることを確認した。このことは、都市的年功制的賃金体系を前提にした場合には自営漁業の後継者化が生じないはずの追加漁業所得しか得られない場合にも、後継者化を予定して就業する労働市場や親元に居住する条件の下での就業機会との対応関係で見れば、後継者化が経済計算的に見ても不合理な選択ではない場合が少なくないことを示唆していた。とはいえ、第一節で紹介した自営漁業における後継者化の種々の事例は、そうした追加所得についての経済計算によっては充分納得的に説明されるものではない。そこで本節では、こうした経済計算を修正する諸事情について検討してみたい。

##### (1) 経済計算の修正事情

###### ① 水揚金額・漁業所得額の予測の不確実性

漁業においては、漁船漁業において典型的に、養殖業においても例外ではなく、海洋条件の変化や魚の回遊状況の変動といった自然的条件と、腐敗性が強いという商品特性による価格変動の激しさなどの経済的条件とによって、水揚量・水揚金額の変動が著しい。このため、後継者参入の際の追加水揚金額・追加所得の見通しも非常に大きな幅を持ったものになってしまう。特に対象となる資源量の生産が自然界に任せられている上に、他の漁船がたくさん漁獲してしまえば自船の漁獲高は減少してしまうという先取り競争を本性とする漁船漁業=採取漁業にあっては、投下努力量とその成果である漁獲量との間に対応関

係が事前的には存在しにくいので、後継者参入による漁獲量の変動についての見通しも定まりにくいものとなる。このため、同一の条件の下にあっても、自営漁業への参入を経済的にも有利と判断する者も存在するし、そうでないとみなす者も存在する。したがって家族が生活できるだけの或る程度の水揚金額があれば、予想追加漁業所得額の如何に関わらず後継者化の条件があることとされやすい。「息子が海が好きか否かが、後継者になるかどうかの分れ目だ」という理解が漁業者自身の一般的な発想となってくるのは、こうした状況の当然の結果であろう。

#### ② 自営漁業外所得の見通し。

後継者の参入は自営漁業所得の見通しだけによって決まるわけではなく、その他の世帯員や後継者本人の兼業所得によっても影響を受ける。たとえば、若年時には雇われ漁業に就業し、親の引退時に——あるいは、さらにその後（極端には、後継者の他産業からの引退時に）——自営漁業に還流するという地域にあっては、55才時点から支給される船員年金の収入が経済計算を修正する要因として作用している。すなわち、自営漁業での所得がそれだけ低くとも、全体としての所得で家計が維持される限り、自営漁業での就業が選択されるわけである。こうした場合には、副業的な自営漁業者の増加というかたちで後継者の参入が見られる傾向がある。

#### ③ 「家」の論理＝直系世帯維持の規範意識

「家」の論理が強く、「家業」としての自営漁業を直系家族によって継承していくことが強い社会規範として生きている地域は依然として存在しているし、少なくとも昭和一桁世代が漁業就業者となった時点では、その規範力は全国的に規定的な意味を持っていたと

見られる。ついで、「家業」としての自営漁業の重視は弱体化しているが、長男ないし子弟のうちの一人が親世代と同居してその扶養義務を負い、直系世帯を維持していくという規範意識が強い地域は少なくない。こうした地域は、一般的に言えば都市化の程度の遅れた地域であるから、同時に地元における就業機会の限定された地域でもあることが多い。その結果、親世代との同居を条件とした、いわば事実上の住居地緊縛状況の下では、適当な就業機会がなく、したがって自営漁業と対比される雇用機会と賃金水準は、地方的・季節的に限定された切り売り的労賃水準となる傾向がある。先の図6-2にしたがって言えば、全国的ないし地方都市的賃金水準は年功制的・準年功制的部門として一定の高さを持っているにも関わらず、地元での就業が条件とされるがゆえに、対比される臨時雇用的部門の賃金水準は低くなり、自営漁業での追加所得水準が相当程度に低くても後継者化が選択されることになるわけである。また、こうした条件の下では、自営漁業だけで必要所得は確保できないから、本人自身が、不安定な漁業外の就業機会を選択することによって、かろうじて必要家計費がまかなわれることにもなる。

長男夫婦による老親の扶養という形態に代表される直系世帯維持の規範意識は、第四章で見たような自営漁業以外就業子弟の急速な世帯外流出の進行の下においては、全国的に弱体化していることは確かである。しかしながら、だからこそ、自営漁業の後継者の確保を通じてそれを維持しようとするインセンティブもまた強いものがあると見なければならない。そのことは、自営漁業就業者の参入にとって直系世帯の維持の必要という意識が依然として独自の重要な要因となっていることを示唆している。

## (2) 後継者化の二内容——経営の継承化と自営業労働力構成の向上

後継者参入に際しての原理的経済計算を修正する諸事情は、経済計算の意味を否定しているのではなく、自営業世帯としての独自の経済計算のあり方を示している。

後継者を確保するという事実は、自営業世帯にとって二つの内容を有している。すなわち第一には、自営業経営を継承するという側面であり、第二には自営業の労働力構成を向上させるという側面である。漁業後継者の参入は、一面では漁家としての経営を継承させるとする意味を持っていると同時に、他面では父親単身操業タイプ（ないし父母の夫婦協業タイプ）を父子協業タイプへと変化させ、労働力構成を質的量的に強化するという内容を持っているわけである。

この場合、追加漁業所得についての経済計算が働くのは後者の側面においてであり、前者の側面においては、世帯の混合所得の中で自営漁業所得が一定の位置を確保し続けられれば良い（具体的には父親が操業していた時点の水揚金額が確保できれば良い）ということになる。それゆえ追加漁業所得についての経済計算がどの程度実際に重視されるのかは、漁家のライフ・サイクル上の位置によって変化すると考えられる。

まず、後継者の学卒時点においては、父親も現役であり、経営の継承性の確保はその時点ではまだ重要課題とは意識されないから、息子の後継者化は操業タイプ上向の意味を強く持っている。ここにおいては、父子協業に移行したことによる経済的成果と、息子が他の部門に就業した場合の賃金額とが比較されざるを得ないであろう。これに対して、60才を越えて（あるいは年齢に関わらず病弱等の理由によって）父親が引退せざるを得ない時点においては、父親の単身操業タイプが息子の単身操業タイプに移行するだけであるから、労働力構成の向上は若年者への置き換えの効果に留まる。それゆえ、ここにあっては

、追加漁業所得の多寡が他の部門での息子の賃金額と比較されるという要請は少なく、自営漁業を含む世帯員の多就業を通じて家計費がまかなえれば一応は後継者参入が合理的であるということなる。自営業経営の継承性の確保がそれだけ重視されることになるわけである。両者の中間の、学卒時他部門就業、一定時点でのユーターンの場合には、その時期が父親の自営漁業者としての労働力の発揮のどのような局面にあるのかによって、第一の侧面と第二の侧面のどちらが前面に出るのかが決められることになるはずである。

自営業の継承性を通じて直系世帯の維持をはかっていこうとする親世代の希望からすれば、追加漁業所得が予想賃金水準よりも高い場合には早期の後継者の参入が望ましいのに対し、そうでない場合には親世代の引退時点での後継者化が要請されることになるであろう。とはいえ、こうした最も遅い時点での後継者の参入には大きな制約がある。

その一つは、自営漁業側の制約であり、高齢で消極的な操業方式をとっていた父親の後に、40才に近い息子が参入するということは、熟練の形成の面からも、漁場利用権■の確保の面からも、あるいは生産手段の確保・更新の面からもかなり非現実的である。息子が準年功制的部門で就業していたとしても、その年齢で熟練なしで消極的漁業種類へ参入したとすれば、それまでの賃金に比較して所得額の落差はかなり大きくなると思われる。

実際、すでに第三章で見たように、男子自営漁業就業者は20才代前半までの時点では後継者となっており、その後にユーターンするものはわずかな人数に留まっている。しかも父親引退前後の時期における自営漁業参入は、漁業生産力が低く、副業的な形での後継者化が可能な日本海北区を典型とすることに示されたように、沿岸漁業の扱い手となる主業的な漁業者には一層少ない。

また、漁業外の就業を長期間継続した場合には、準年功制的部門であっても賃金額はそれなりに上昇するし、生活スタイル自体が労働の不規則な漁業操業になじまなくなることもある、自営漁業への還流を忌避する傾向が見られるようになる。

それゆえ、現実の漁家においては、新規学卒時点ないし20才代半ばまでに後継者化をはかるか、あるいはそれが不可能な場合には後継者確保をあきらめて父親一代の漁業操業として、投資の抑制を図るといった対応になる。結果的には、息子が20才代半ばころまでの、父親が現役の時期において、労働力構成向上＝操業タイプ上向方式で後継者の参入を意図することが、主業的漁業者の主たる将来構想となるし、地域における有力漁業種類の操業権限を有する主業的漁家の場合には、それを可能とする条件も備わっていると見られる。そこで、後継者確保のために、労働力構成向上の成果が追加所得の確保として結実することをめざす漁家の行動について次章において検討してみよう。それは、後継者参入時期前後になされる漁業投資の意味について検討することである。

## 注釈（第六章）

- 1) とはいえる、父親の引退時よりもさらに後になって、本人の他職業からの引退後に新規に自営漁業に着業する者がいないわけではない。その場合には、1トン前後の小型船で天候の良い日だけに出漁するといった高齢者漁家となるが、若壯年時から漁業に従事していた高齢者漁家に比べて趣味的漁業の性格が強く、生産力の扱い手にはなり得ない。ただし、年間30以上操業という漁業センサスの統計対象にはなり得る場合もある。
- 2) 自営漁業者の就業史については、これまで事例的にも統計的にもほとんど全く調査がない。それゆえ、ここでは、筆者が行った事例調査の結果をやや羅列的ながら提示することにした。これらの調査は、すべて筆者が直接聞き取り調査を行ったものであり、各種の調査報告の中すでに内容的には利用しているものである。なお、筆者は1986・87年度の水産庁委託調査事業「沿岸漁業就業構造改善調査」を任された機会を利用して、漁業者の就業史についての設問を含むアンケート調査を行った。この結果については、近いうちに公表される予定である。
- 3) 漁協についての根拠法規である水産業協同組合法によれば、「雇われ乗組員は組合に加入させない」という規定を定款に明記した漁協以外は、区域内に住所を有し、一定日数以上自営ないし雇われ漁業に従事している者から申請があった場合、漁協はこれを拒むことはできないことになっているが、現実にはその規定通りに運用している漁協は少ない。なお、漁協組合員以外の世帯の出身者が漁協の管理する漁業権の対象となっている漁業を操業するためには、①漁協の組合員となったうえで、②漁協の漁業権行使規則の定める条件を満たして漁業権漁業を操業する権利を得ることが必要である。
- 4) たとえば、第一節の事例3がこれに当たる。こうした現金給付方式は、個々の漁家でばらばらというのではなく、地域内標準的な方式として定着しているようである。
- 5) 表2-2で見た茨城県大津漁協の場合は、収穫過増の事例である。なお、単身操業と2人協業で漁獲高に大きな差がつく場合、周年的・平均的に差がつくというよりも、盛漁期に差が拡大されるようである。これは魚の回遊が集中する一時点にどれだけ力を集中できるかが、全体の漁獲高に大きく影響するためであろう。
- 6) 農林水産省統計情報部『漁業経済調査報告』より。
- 7) 労働のあり方の点で定置網を2つのタイプに区分することが可能である。すなわち、一方は拘束時間が網揚げの数時間だけで、他の時間は自営漁業や農業に従事できるといった高齢者等を乗組員とする消極的なものであり、他方は拘束時間が長く、専業的な乗組員として就労しなければならないものである。後者は、魚の回遊・入網状況を常時監視しており、その状況に応じて適宜揚網作業を行うので、前者のタイプよりもはるかに高い水揚金額を揚げることになる。乗組員の賃金も、当然、前者は低く、後者は高い。
- 8) 焼津漁協『焼津漁業史』、および全日本海員組合氣仙沼支部での聞き取りによる。
- 9) 平沢豊は1960年代初頭の状況について、「沿岸漁家では地理的条件により有利な兼業、労賃収入がな」いために「農家では在村就職が多いのに、漁業では離村就職が大き

い」と指摘している（平沢「最近の漁民層の分解傾向と沿岸漁業政策のあり方」『漁業経済研究』第11巻第1号、1962年、所収、p76）。農村と漁村での、賃労働就業機会の格差は、その後のモータリゼーションの進展や労働市場の全国的拡大にも関わらず、依然として解消してはいないと思われる。

10) 前掲拙稿「さけ定置網漁業の経営好転と組合員総就労体制の成立」でこの事例を分析した。

## 第七章 後継者確保のための水揚金額増加方策——その特徴と帰結——

前章においては、自営漁家の後継者の参入が、後継者の新規学卒時点から父親の引退までの間になされ、一定の父子協業期間を経て息子の単身操業タイプに移行していくというサイクルが質的に最も重要であり、量的にも最も多いことを確認した。また、その際、他に就業機会のある息子がそれを捨てて自営漁業に就業するためには、父子協業タイプへの変化=労働力構成の向上に見合うだけの水揚高の増加、漁業所得の増加が要請される点も指摘した。このことは、後継者参入による海上作業労働力構成の向上の成果が、水揚金額の増加として結実されなければ、後継者の確保は順調に進展しないことを意味している。

しかしながら、すでに沿岸漁業の大半——漁船漁業においては5トン未満漁船使用の漁業はほぼ全体として——が、海上作業者一人で操業できる状況になっている現在では、父親一人で操業していた時点と同じ漁業を、後継者参入後の父子二人で操業したとしても、水揚金額の増加=追加所得の確保を充分に達成することは困難である。そのため、後継者を確保する前後において、労働力構成の向上を有効に活用し、遊休労働力の発生を避けることができるように、各種の対応がなされることになる。漁船規模の拡大、機関馬力の増強に代表されるような漁業投資や、生産性の高い優良漁業種類への転換などもそうした努力の表れである。本章では、後継者参入前後になされるこうした水揚金額増加努力の特徴的あり方とその結果の解明が、漁場行使のあり方との関連を含めて検討課題とされる。

### 第一節 漁家投資の二類型と過剰投資メカニズム

高度経済成長期以降の沿岸漁業において、過剰投資が進展し、採取産業としての漁船漁業においては、過剰投資と資源の枯渇とが悪循環に陥っていることは広く指摘され

ている。<sup>1)</sup>このことは、戦後の沿岸漁船漁業の漁獲量がほぼ一貫して200万トン前後で横這い気味であったにも関わらず、その生産方法は漁船の機械化・大型化・高速化や漁具の大型化と漁具数の増大に見られるように急速に向上していることから見て、充分に納得される指摘である。技術革新の成果は、海上作業の強度を軽減し、海上作業者数を減少させた以上に、魚の先取り競争の中で浪費され、経費のかかる漁業へと一変させてしまったことは否定できない。戦後復興期と同様な漁船・漁具によって操業したのでは、今日では他の漁船に伍して漁獲を揚げることは到底不可能であり、操業を継続しようとする限り投資を避けることはできない状況になってしまっているわけである。沿岸漁業全体というマクロ的観点に立って見た場合には、こうした状況が改善されなければならないことは確かであろう。たとえば、しばしば指摘されるように、優良漁場に先に到着するための競争の結果、漁船の高速化（その為の機関馬力の増大）が進展している状況などを規制することは、対症療法としては確かに効果のある対策であろう。

しかしながら、こうした過剰投資傾向は、沿岸漁業における漁獲努力総量と漁獲量総量との関係でいえば、批判の対象であり改善の必要があるとしても、個々の漁家にとっては避けられない合理的な選択であった。漁業技術が全体として向上し、漁獲競争が激化した結果、旧来と同様の投資水準では旧来の漁獲量が確保されなくなってしまったのであるから、個々の漁家が競争的に投資を進めたのは当然であった。この場合、過剰投資を批判し、投資抑制のための各種の対症療法を提言する諸見解が充分な説得力を有していないのは、個々の漁業者が投資を進展させる根拠を、漁業者一般の水揚金額増加競争とそのための投資競争として捉えているためである。<sup>2)</sup>これは、他の漁業者が投資を進展させている以上

、どの漁業者もやむを得ず投資せざるを得ないという見解であり、いわば個々の漁業者の実感のレベルに即した認識である。こうした見地は、過剰投資の根柢を漁業者の一般的な漁獲競争意識——採算が合わなくても他の漁船より多く取りたいという非経済的・非合理的な意識——に求める極論に比較すれば意味のある見解であるし、実態の一面を確かに捉えておられるのであるが、何が投資の起動力であり、何が投資を波及させる要因であり、何に対して何が過剰であるのか、といった点を確定できない一般論に過ぎないように思われる。そこからは、全体の投資が進展している以上は有効な対処策は存在しないことになってしまうし、打開策としては投資一般の禁止に類する措置が必要だといった帰結になってしまふであろう。

これに対してわれわれは、漁家投資の起動力は漁家のライフ・サイクルにその根柢を有しており、投資を主導する漁業者とそれに追随して投資を過剰投資へ転じさせる漁業者は、ライフ・サイクル的にその位置を異にしている階層であると判断している。

すなわち、前章で見たように、漁家は後継者を確保する際の追加所得の必要性によって操業内容の改変を迫られるが、その一つの大きな表れが漁業投資の進展であると見られるのである。すなわち、前章第一節の事例検討においても見られたように（事例1，8，15等），後継者の参入前後に漁船を大型化したり、馬力を増強したりする例は極めて一般的である。これは、旧来の父親単身操業の際の漁船規模・機関馬力規模等のままでは、後継者が参入しても、それに見合うだけの追加所得入手できないために、水揚高の増加を可能とするような規模の拡張を行っているものであろう。

もちろん、こうした投資は漁業制度や自然条件などの客観的制約があるから、自由にな

し得るわけではないし、漁船規模の拡張はそれにともなう操業面での変化と対応してなされるであろう。たとえば、神奈川県三浦半島や静岡県伊豆半島東岸の釣り漁業者は、単身操業の際は3～5トン規模の漁船で伊豆大島近辺までの漁場で操業しているが、後継者を確保して父子協業タイプになったり兄弟2人で操業したりする際は、5トン以上の漁船を建造して三宅島ないし八丈島周辺にまで出漁するようになる。<sup>3)</sup> 操業者数の少ない優等漁場ほど漁獲量が多くなるから、こうした選択は労働力構成の向上を追加所得の確保に結実させるために、操業方式の変化と対応させながら、規模拡大投資を進める事例であるといえよう。

漁業制度にもとづく行政的対応においては、こうした投資を自由に進展させた場合の資源の枯渇や漁業紛争の激化等を考慮して各種の規制を設けていることはもちろんであるが、漁船規模、馬力数、漁具の形状・大きさ、操業漁場等の各種の規制の枠の中で、合法・非合法の各種の方策を取り混ぜて、投資が進展して来たのがこれまでの実情であった。

このように、後継者の参入に代表される海上労働力構成の向上が生じた場合に、その労働力が過剰化し浪費的に消費されるのを回避するためには、労働力の燃焼機会をより拡張する漁業が選択されなければならず、そのための物的条件作りとして投資が進展するのである。この場合、通常は他の漁業種類へ転じる形で投資を行うのではなく、旧来の漁業種類を投資進展後も継続することが一般的である。その根柢は旧来の操業によってその漁業の熟練を有していること、漁業許可が継続できること、行政制度や市場のあり方等を含めて操業に際して考慮しなければならない諸事項になじんでいることといった事情であろう。

このように旧来の漁業種類を継続しながら、大型化・高性能化を進める投資が積極的に

推進されるのであるから、それは当該漁業における地域内の漁獲競争条件を変化させざるを得ない。すなわち、高馬力船の出現、操業漁場の拡大、優良漁場確保の先取競争の激化、漁具掃海面積の増加、利用漁具数の増加・大型化等の影響によって、旧来の操業条件を維持している漁業者の操業は次第に不利化していくことになる。後継者を確保した世帯が、増強された労働力の有効利用のために行った投資とそれにともなう操業内容の積極化が、ライフ・サイクル的に見て単身操業期にある漁業者の漁獲量を減少させていくという予期せざる結果をもたらすわけである。

この結果、旧来のまま単身操業を継続している漁家においても、防衛的な意味において、後追い的に操業能力拡張投資を進めざるを得なくなるわけである。そしてそれは、労働力と投資規模との対応で言えば、投資が過剰投資として表れてくるプロセスにはかならない。

かくて、高度経済成長期以降における沿岸漁業の投資の基本的論理は以下のように整理することが可能である。すなわち、後継者参入を典型とする労働力構成上向＝操業タイプ上向的投資が地域内における投資水準上昇の起動力＝先導者となり、それによって激化される操業競争に勝ち残るために、ライフ・サイクル上の位置において操業タイプが変化する時期にはない漁家も後追い的に投資（「操業タイプ停滯的投資」と名付けておこう）を進めざるをえなかったわけである。その意味では、漁家世帯の順調な再生産を保証する〔父親単身操業→父子協業→息子単身操業〕というサイクルが、地域内漁業の投資水準を不可逆的に引き上げる起動力として作用したと考えられる。

親世代から子の世代への自営業の継承関係は形式的には超歴史的なものであるが、もち

ろんここで言う後継者参入の影響は歴史的なものである。すなわち、後継者参入の持つ二つの契機のうち、自営業の継承性という契機は戦前以来一貫していると見られるが、労働力構成の強化という契機は——特に、それが追加所得の確保に結実しなければならないという要請においては——、後継者の労働力価値が世帯内に埋没することをやめて、個別的価値として自立したことによってはじめて成立した関係であるからである。

なお、養殖業においては、漁獲努力量の過大化が過密養殖という表れ方をするが、ここで述べた漁船漁業の場合と同様な論理が作用していると言える。

## 第二節 漁獲努力量増投にともなう操業内容の変容

後継者参入を可能とするための水揚金額増加方策として、漁家投資が進展することを前節で検討した。本節では、こうした投資と関連しながら生じる操業内容の変容について、いくつかの特徴点を確認しておきたい。ただしこの点については、全国的に検討可能な資料が充分には与えられていないこと、自然条件の多様性と関連して地域的差異が大きいこと、漁業種類ごとの豊漁不漁に対応して漁業者が主たる漁業種類を機敏に変更することも多く漁業種類の固定性が必ずしも大きくないこと等の事情もあって、概括的な指摘の域を越えることは困難である。

さて、沿岸漁業においては操業規模の大小に応じて漁業種類、操業漁場がかなりの程度区別されていることが知られている。その一端について、ここでは、漁家にとっての客観的制約である漁場利用制度のあり方との関係で、階層別の特徴に触れてみよう。

まず表7-1によって1978年の漁業センサスによる漁船漁業経営体階層別に漁業制度との関連を見ると、以下の特徴点が指摘できる。<sup>4)</sup>

① 1トン未満の零細経営体は、漁業権漁業に主として依存し、自由漁業がこれを補完している。地先漁場での採貝採藻漁業・刺し網漁業<sup>■</sup>や釣り・はえなわ等への依存の高さが明らかである。それに対して、生産力が高く、漁場を広域的に利用するものの多い許可漁業はわずかな比重を占めているに過ぎない。

② 5～10トン階層では、知事許可漁業が中心を占め、自由漁業・漁業権漁業がこれを補完している。すなわち、漁船規模の大きさに対応して、漁業権漁場以外の漁場も広範に利用する生産力の高い許可漁業が最も重要であること、しかしながら、自由漁業、漁業権

表7-1 漁船漁業経営体の漁業制度区別経営体数構成比（1978年）（単位：%）

		自由漁業	漁業権漁業	許可漁業等	計
主とする 漁業制度 区分	～1トン	29.4	61.9	8.7	100.0
	1～3	48.4	27.5	24.1	100.0
	3～5	36.4	15.9	47.7	100.0
	5～10	27.2	12.5	60.3	100.0
営んだ漁 業制度区 分		～1トン	47.7	73.4	133.9
		1～3	65.5	46.3	144.3
		3～5	53.7	37.7	149.9
		5～10	46.0	41.9	164.5

注1) 『漁業センサス』より算出。

2) 「許可漁業等」には、知事許可漁業、指定漁業、大臣承認漁業、その他を含めた。

3) 1983年の漁業センサスではこの項目は存在しないので1978年を採った。

漁業も4割以上（主としてそれを操業するのではない経営体も含めて）の経営体が操業していることがわかる。

③ 両者の中間にある1～3、3～5トン階層は、中間的性格を示し、1～3トン階層は自由漁業主体、漁業権漁業・許可漁業補完であり、3～5トン階層は許可漁業主体、自由漁業・漁業権漁業補完となっている。

単純に整理すれば、下位階層は地先漁場における漁業権漁業への依存度が高く、上位階層は許可漁業に比重をおいていると言える。投資規模の増加にともなって漁獲金額を高めなければならないから、上位階層が広域的に漁場を利用する漁業を中心に操業することは当然であろう。

とはいっても、こうした傾向は、われわれが問題としている投資規模の拡張にとっては独自の制約を課すことになる。すなわち、漁業者が漁船規模の上方移動を意図する場合、旧来の漁業種類のままでそれが達成できるのかどうかが問題となるのである。具体的に考えると、下位階層が上位階層に移行する場合には、旧来は操業していなかった許可漁業の操業許可を新たに取得しなければならないという制約が生じる場合が多いことを、同表は予想させるわけである。これに対して、1トン以上のどの階層も約4割以上の経営体は漁業権漁業も自由漁業も操業しているし、この両漁業の操業の権利は漁船規模の拡大によって失われるわけではない。<sup>5)</sup>それゆえ、漁船規模の拡大が自由漁業・漁業権漁業の内部で行われる限り、漁業制度上の制約は特に存在しないのに対して、許可漁業への新規参入なし許可漁業内部での規模の拡大の場合には、許可の入手（許可条件の変更を含めて）が前提条件となるわけである。

したがって許可が入手できない場合には、後継者の参入があっても漁船規模の拡大は進められず、その他の側面的な部分（漁具数、馬力数など）で漁獲努力量の増加が追求されることになる。漁業制度が厳格で側面的な努力量増加もなしえない場合には、水揚金額の増加が困難となり、後継者参入が阻止されることになるであろう。

この場合、こうした制度的要因は行政側が任意に定められるものではなく、自然条件によって大きく規定されていることは、自然産業としての漁業にあっては当然のことである。たとえば、表7-2によって海区別の経営体がいかなる漁業制度の漁業を主として操業

表7-2

しているのかについて見ても、地域別の大きな差異が確認できるであろう。すなわち、自由漁業の比率の高い太平洋南区・日本海西区・東シナ海区と、その比率の低い北海道区・  
太平洋区の対照性は、自然条件としては釣り・はえなわの対象となる魚種がどの程度存在するのかに依存しているが、その結果として、前者の地域では漁船の規模拡大や経営体の新規参入が進展しやすいのに対して、後者の地域ではその条件が弱いことになる。特に、瀬戸内海区では、地域の主力漁業が小型底びき網漁業であるために、許可漁業の比重が極めて高くなっている、漁船規模の拡大が困難であることを示している。また、北海道区や太平洋北区では漁業権漁業の比率が高く、漁協の意思決定のあり方によって漁業者の階層上昇のあり方が大きく規定されるという関係が推測される。

それではこうした階層的・地域的特徴の下で、経営体階層の上昇と操業漁業種類の変化とはどのように対応して進展しているのであろうか。ここでは、表7-3によって主要な漁業種類ごとの漁船規模の推移を太平洋南区について見てみよう。<sup>6)</sup>

さて、同表によると1973年から1983年までの10年間における3トン未満階層

表7-2 主とする漁業制度区分別経営体数の構成比（1978年）（単位：%）

	自由漁業	漁業権漁業	許可漁業等	計
全国	25.3	52.4	22.3	100
北海道区	3.5	75.4	21.1	100
太平洋北区	9.4	76.7	13.9	100
太平洋中区	19.9	62.8	17.3	100
太平洋南区	44.2	33.5	22.3	100
日本海北区	22.4	50.6	27.0	100
日本海西区	43.2	36.2	20.6	100
東シナ海区	40.1	42.0	17.9	100
瀬戸内海区	17.7	39.8	42.5	100

注1) 表7-1と同じ。

2) 沿岸漁船漁業だけを分離できないので全経営体を含む（養殖業、沖合・遠洋漁業経営体も）。

表7-3 営んだ漁業種類別の経営体数変化(太平洋南区・1973年から1983年の10年間の変化)

	経営体数								経営体増減数			
	~1トン		1~3		3~5		5~10		△1	1~3	3~5	5~10
	1973	1983	1973	1983	1973	1983	1973	1983				
合計	2766	2409	5517	4612	3257	4247	692	1150	△357	△905	990	458
小型底びき網	20	3	441	152	339	431	40	45	△17	△289	92	5
敷き網	39	30	228	141	211	236	71	118	△9	△87	25	47
刺し網	933	746	1364	1098	592	812	164	318	△187	△266	220	154
釣り	1846	1502	4067	3548	2173	2969	371	758	△344	△519	796	387
はえなわ	159	131	716	484	548	817	74	187	△28	△232	269	113
採貝	515	645	448	532	226	351	39	121	130	84	125	82
採藻	459	381	455	418	138	246	34	80	△78	△37	108	46

注1) 『漁業センサス』より算出。

2) ここでの敷き網、刺し網、釣り、はえなわは、統計項目としてはそれぞれ「その他の敷き網」、

「その他の刺し網」、「その他の釣り」、「その他のはえなわ」を探った。

3) 1経営体が複数の漁業種類を操業している場合は、経営体数が重複している。ただし合計は実数を示す。

の減少経営体数が 1262 に対して、3~10トン階層の増加経営体数が 1448 であるから、無動力船使用階層から動力船使用階層への参入、養殖業経営体の漁船漁業経営体への変化、分家による新規経営体の出現などがある程度存在していると想定されるが、基本的には 3 トン未満経営体が漁船を大型化して 3 トン以上経営体に移行したとみなして大過ないであろう。こうした経営体規模の上昇に際して漁業種類がどのように変化しているのかがここで検討すべき内容である。

同表によると、採貝漁業のみはどの階層でも経営体数を増加させている点で特異であるが、それ以外のすべての漁業種類においては、全体の変動と同様に 3 トン以下階層が減少し、3 トン以上階層が増加していることが明瞭である。その中で、漁業種類別にはいくつかに区分することができる。第一は、小型底びき網、敷き網という許可漁業である。これは 3 トン未満の減少経営体数に比較して 3 トン以上の増加経営体数がずっと少ないとグループである。このことは、これら許可漁業を操業していた経営体は全体的に進行した漁船規模の拡大にともなって許可漁業の操業をやめて他の漁業の操業に移ったことを示唆している。これはトン数制限のある許可漁業のままでは漁船規模の拡大が制度的に不可能であるため、漁船規模の拡大を優先して漁業種類の転換を図った経営体が多かったことを意味していると判断される。第二は、釣り・はえなわであり、いずれも 3 トン未満の減少経営体数よりも 3 トン以上の増加経営体数の方がかなり多いグループである。このことは、これらの漁業種類においては 3 トン未満階層からの大型化が進展したと同時に、旧来は他の漁業を操業していた経営体が 3 トン以上階層に参入して来たことを意味しているであろう。釣り・はえなわは基本的に自由漁業であるから、それまで許可漁業等を営んでいた経営体

が、漁船規模の増加にともなって自由漁業を選択したものと想定される。第三は刺し網であり、これは3トン未満の減少数（453経営）が3トン以上の増加数（374）よりも若干多いが、第一のグループほど大きな相違はないものである。これは漁船の拡大にともなってもほぼそのまま漁業種類が継続し、減少分の一部は脱漁業化していると見られる。刺し網は種類によっては許可漁業も自由漁業もあり得るが、基本的には漁業権漁業であり、漁協の漁業権行使の運用基準が同じ刺し網操業の内部で漁船規模の拡大を容認するような方式——組合員の自由な経営展開を容認するような放任主義——を採ったと予測される。結果的にはこうした漁協の漁場行使方式によって追加所得が確保され、後継者の参入の可能性が高まったといえるように思われる。

これは一海区の事例に過ぎないが、漁船規模の拡大の下で漁業種類の選択が漁業制度との関係における一定の規則性を持ってなされていることを充分に推測させるものであるといえよう。

こうした漁業制度との関連と同時に、多くの漁家は身につけた熟練を有効に利用するために、漁船の大型化を図っても旧来の漁業種類を継続する傾向があるし、仮に主要な漁業種類は変化するにしても、旧来操業していた漁業種類も付加的に操業を継続する傾向が強いと見られる。先の表7-1において確認されるように、上位階層ほど実経営体数に対する操業漁業種類総数が多いという事実も、漁船規模の上昇にともなって漁業種類を付加的に<sup>て</sup>増加させて来たことを示しているように推測されるのである。逆に言えば、漁船規模の拡大によって旧来の熟練が無駄になってしまいうような場合には漁船規模の拡大を避けるか、旧来の漁船も残存させて複船化に図り、季節的に旧来の熟練を生かす漁業の操業を継続す

るといった選択をする場合も生じるであろう。

このように、熟練と漁業制度とが、漁船規模拡大傾向を漁業種類の継続性の面から制約している以上、熟練が簡易に形成される漁業種類や漁船規模の拡大が制度的に制約されない漁業種類においては、漁船規模の拡大が急速に進展すると想定される。前者の例としては1970年代におけるいか釣り漁業の急速な大型化の事実等が指摘できよう。

以上のような検討を前提にすれば、後継者参入とともに水揚金額増加の要請に迫られて展開される漁獲努力量の増加の内容は、①漁船規模の拡張が自然条件的にも、漁業制度上からも妥当な場合には、最も明瞭に同一漁業種類内における漁船規模の拡大として表面化するが、その条件がない場合には、②制度的に参入しやすく熟練的にも簡易な漁業種類への新規参入によって漁船規模を拡張したり、③旧来の漁船規模のままで、漁具数や馬力数やあるいは操業漁場範囲の拡張（したがって燃油消費量の増投）などの側面的な部分での漁獲努力量の増大、等として展開すると考えられる。それゆえ、漁船規模の拡張が明瞭でない場合にも、漁獲努力量の増投が進展していないわけではないわけではないし、ましてや後継者参入とともに水揚金額増加の内的要請が作用していないわけでもないのである。

### 第三節 漁業制度＝漁場利用方式と漁家の継承関係

以上においては、漁家が後継者を確保する際に労働力構成の向上を漁業所得の増加として結実させるために、各種の投資や操業内容の変更が行われるという事情と、漁業制度＝漁場利用の仕組みが投資等のあり方に対して強い影響を与えることを指摘した。本節では、同じ問題を漁場制度の側から取り上げ、漁場利用のあり方が後継者確保を含めた個々の漁業者の経営展開とどのように関連しているのかについて考察してみたい。

さて、後継者の参入に際して、漁家が新規漁業種類の着業や操業漁場範囲の拡張を希望した場合、それがそのまま容認されることは困難である。それは、漁獲努力が質的量的に増加すると旧来の漁業者との利害対立の深刻化や資源状況の悪化が生じてしまうので、それを回避するために、新規参入と追加投資とが制度的に制約されているためである。もちろん、漁場利用方式の運用過程において大きな責任と権限を有する行政当局者は、後継者の参入を抑制することを目的としてこうした制限的な漁場利用方式を探っているわけではないが、制度の運用に際して個々の漁家の追加所得確保の要請に個別的に対応することは困難であるから、一律的な対応にならざるを得ない。これに対して、個々の漁業者の生計実態に日常的に触れている漁協には個別的な対応をする余地があり得るが、実際にはその権限も大きな限界を負わされている。こうした中で漁業者の対応は既得権益を守り可能な限りそれを拡充させようとする行動を取るので、各漁家ごとのライフ・サイクルに応じて漁家間の漁場利用権の調整をはかることは著しく困難となる。以下、こうした事情について順次検討してみよう。

#### (一) 漁場利用方式決定の制度的主体と実績主義的漁場利用

漁業制度の決定・運用の主体は、行政と漁協である。両者の意思決定の内容は、今日の漁業制度の複雑性・多様性に応じて区々であり、一概に評価することは不可能であるが、概略的に言えば以下のように整理することができる。

漁業経営者個々人に対して行政から与えられる漁業許可については、行政が専一的に許可の権限を有しており、制度上、漁協にはこれに関与する権限はない。沿岸漁業の許可については、許可の総数を県知事が決定できる（必要に応じて許可総数を増加させることができる）か、総数は農林大臣の決定で県知事はその個々人への割り振り権限のみを有しているかの相違があるが、どちらの場合にも許可申請者のうちから誰を許可するかについての権限は全面的に県知事に与えられており、制度的には漁協の関与はない。しかしながら、個々の漁村における事実上の行政の窓口機関としての漁協の関与なしに、漁業者の経営を決定的に左右するこうした決定をすることは困難である。かくて、行政（県の主務課）が各漁協と協議を進めながら、漁協ごとの許可枠——これは実績等によって定められる——に従って許可を更新していくことになるわけである。

現実には、旧来からの許可漁業であり、許可枠一杯の許可がなされている場合には——そうした場合が通例であるが——、行政としては許可申請者のうちから旧来から許可を受けていたものの許可を継続するという決定を当然行う。これは、許可対象者の変更によって旧来から許可を受けていた漁業者が、当該漁業を操業できなくなった場合に、その漁業者の経営的破綻や無許可操業が発生し、それを引きがねにして無許可操業が一齊に一般化したり、正規の許可を得ている漁業者との漁場トラブルが深刻化したりして、社会的紛争が避けられなくなるからである。こうして、許可方針における実績者優先という大方針が

厳守されることになる。

これに対して、新規に許可漁業になる場合や、旧来の許可枠が希望者の増加や漁場条件の好転によって拡張された場合など、新たに許可対象者が選抜されるという場合がある。

まず、新規に許可漁業となる場合とは、これまで自由漁業や漁業権漁業であった漁業種類が、魚価の上昇や漁獲量の増加によって経営的に有利となり着業隻数が増加し、それ以上の新規参入を阻止することが必要とされる場合である。<sup>7)</sup> この際には、着業隻数のそれ以上の増加をストップすることに目的があるから、旧来の操業者を特定してその全員に許可を出し——そうしなければ、この措置によって旧来よりも不利になる漁業者の経営難と違反操業を引き起こし、操業秩序の乱れ、漁業者間の対立が深刻化してしまう——、それ以後の新規の許可は拒否する、という方式がとられる。

このような新規許可の場合に、誰が既に当該漁業に操業した実績のある者であるのかという判断は行政側にはできない。これに対して、漁協は、産地市場における販売業務を通じて日々の水揚内容を把握できる立場にあるので、許可申請者のうち誰が操業実績を有しており、誰が新規の参入希望者であるのかを特定することができる。もちろん、漁協の意思は、専業的な漁業者の意向によって左右されやすいから、専業的な旧来の漁業者が地域内における当該漁業の着業隻数を制限する必要性を強く感じる状況であれば、実績者を狭く限定して行政への厳正な報告——当該漁業の水揚が相当金額に達していない者は、実績者とは認めないという形で——がなされるであろうし、地域内漁業の操業条件を近隣漁協地区に対して有利にしておこうという漁協の事業規模維持的ないしは既得権拡張志向的な判断が優先すれば、許可取得希望者全員を実績者とみなし、行政にその許可を要求すると

いうことになるであろう。

このように、許可漁業においては、制度的には、漁協の関与はあり得ないにも関わらず、現実には漁協は行政の論理を、あるいは補完し、あるいは阻害しながら、許可業務に関与しているのである。漁業経営と漁場条件の具体的状況を考慮せずに一律的形式的判断をその原理とする行政の論理は、漁業者の生計実態に日常的に接している漁協の判断による修正を受けつつ適用されるわけである。ここにおいては、漁協は一面では行政機関の下部組織であり、他面においては行政に対して漁業者の利害を主張する圧力団体でもある。いずれにせよ、こうした結果として、実績主義的な漁場利用のあり方（旧来の許可保有者の許可の更新と新規許可希望者への拒否）が避けられなくなるのである。

こうした実績主義的な漁場利用方式は、漁協にその管理が任せられている共同漁業権漁業の場合にも、同様に貫かれる。内容的に見れば、漁業権の各自行使権を自由漁業的に運用して、組合員であれば共同漁業権漁業は自由に操業してよいとする場合もあるし、個々の共同漁業権漁業の操業権利者を組合員の一部に特定する場合もあり、一概には規定できないが、<sup>9)</sup>養殖漁業は漁場の占有が不可欠であるから（すなわち一人の漁業者の操業が他の漁業者のその特定漁場における操業を排除するから）、必ず後者的方式を探るであろうし、水揚金額の少ない漁業は前者になるであろう。また、ある魚種が放流等によって資源量が増加し、それを漁獲する漁業が地域における重要な漁業になるにしたがって、新規操業者の増加による混乱を避ける必要性が高まるから、操業できる漁業者数を厳しく限定する傾向が生じるなど、<sup>10)</sup>状況に応じて参入制限の程度は可変的である。

とはいえる、こうした内容的な偏差を含みながらも、その共通点は、当該漁業を旧来操業

していた漁業者には継続的にその操業を容認するという実績主義的運用である。これは、漁協が特定の意図の下に操業実績者からその権利を奪った場合に、投下資本の回収が不可能となってその漁業者の経営が悪影響を蒙り、その解決が漁協の責任とされてしまうためである。

こうした実績主義は、当該漁業の操業を希望している者の中から、適格性を持ち、操業の必要度の高い者から順次権限を与えていくという基準<sup>11)</sup>からは明らかに外れている。後継者のある漁家には漁場行使の権限を多く与えるといった方式は、組合員の後継者の参入状況を把握している漁協においても、その実績主義的制度運用方式によって現実には不可能となってしまうわけである。

このように、許可漁業においても漁業権漁業においても、漁場利用権は実績者本位に更新されているのが実態である。それゆえ、実績を有していない漁業者が新規にその操業を希望する場合には、後継者が得られない等の理由で廃業した漁業者の許可を回す場合以外には、容易にその権利を取得できることになるわけである。しかも、現実には、実績主義的漁場行使が定着している中では、廃業によっても漁場利用権自体は自動的には消滅せず、新規着業希望者に有償でなければ譲渡されないといった状況も生じることになるのである。

なお、往々にして実績主義的な漁場利用方式とは対立するものとして理解されている平等主義的な漁場利用方式も、決して実績主義と対照的なものではなく、漁場利用権の非流动性という点に関しては、全く同じ制約を持っていることが注意されなければならない。実績主義的な漁場配分が当該漁業の先発者本位になりやすいことから、後発的漁業者の要

求にもとづいて、漁協リーダーの指導や漁民運動の成果として、漁場利用権の平等主義的再配分が行われることは少なくないし、<sup>(12)</sup>いわゆる資源管理型漁業の成功事例とされている漁協の多くはそうした努力を行っている。たとえば、養殖業の漁場分配規模を全着業者平等にするといった場合や、各共同漁業権の対象漁業の着業許可や養殖漁場分配規模の調整を通じて、結果的に組合員各世帯の所得がほぼ平等になり得るように工夫しているといった場合がそれである。この方式は、先発者ほど有利な漁業に着業し、より広い養殖漁場分配を受けるといった場合の実績主義とは確かに対立する面を持っているが、同時にそれ自体が実績主義の別のタイプとならざるを得ない側面も持っている。すなわち、平等に配分された漁場利用権を前提にして各世帯の生計が成立することになる以上、一度確立したその配分方式が実績として定着することになるわけである。

このような意味で、平等主義的漁場利用方式も、実績主義的漁場利用方式の一形態であると言えるが、同時に平等主義には、後継者確保との関係について、それに固有な困難がともなっている。すなわち、ライフ・サイクルを異にしている組合員の中に世帯単位の実績主義を貫くわけであるから、単身操業タイプの漁家にとって適合的な漁場利用規模であれば、父子協業タイプの漁家にとっては過小な規模であり、結果的に地域漁業全体として後継者の確保が困難にならざるを得ない。逆に、父子協業タイプの漁家に適合的な（すなわち、地域内漁家が後継者を確保できることを基準とした）漁場利用規模であれば、単身操業タイプの漁家は配分された漁場利用権を充分には活用しないことになろう。しかもそうした漁場の過小利用を可能にするためには、多数の着業希望者を組合員外に排除しておかなければならぬわけである。<sup>(14)</sup>

こうした弊害を避けるためには、形式論理的には、平等主義の基準を世帯ではなく世帯員数（ないし海上作業者数基準）に変更すれば解決できると見られる。しかしながら、それはある世帯の世帯員数（ないし海上作業者数）の変更によって他の世帯の実績を削減することを意味するし、こうした方式の下においては、各世帯が配分の基準としての世帯員数（ないし海上作業者数）を増加させる可能性を強化することになるから、実績主義を全面的に否定できる手立てがなければ、個人単位への平等主義基準の変更は不可能である。<sup>15)</sup>

ともあれここでは、協同組合運動の成果としての平等主義的漁場配分が達成されたとしても、漁場利用の実績主義は解消されないことを確認しておこう。

## (二) 漁場利用権の世帯内封鎖——過密利用と過小利用の併存——

漁場利用権の各漁家への付与が、上でみたように実績主義的になされ、漁家ごとの必要度に応じてはなされない以上、各漁家がひとたび確保した権利を世帯内に封鎖しようとすることは、ごく自然な対応であろう。これに対して地域漁業を全体として見れば、父子協業タイプで操業し、相対的に高い水揚金額を必要とする漁家に対して優良漁業の操業を容認し、その世帯が単身操業段階に入って労働力構成が低下した時点で、優良漁業の許可のいくつかを返上させ、その時点で新たに父子協業タイプに移行した漁家にそれを融通すれば、漁場利用権と労働力構成とが対応できることになる。それゆえ、行政と漁協がそうした方式で漁場利用権の運用を行えば望ましい漁場利用が実現でき、後継者の確保もスムーズに進展すると考えられる。農家の場合に、土地が資産化してしまっているために世帯の労働力構成と経営規模とが対応せず、結果的に労働力構成の弱体化＝農業就業人口の質的量的後退が進んでいるのに対して、漁場は私的所有の対象とはなり得ず、資産化もしえないのであるから、行政と漁協の姿勢いかんによって有効で柔軟な漁場利用が図れるという形的な可能性はあるはずである。しかしながら、現実には漁場利用権の実績主義的更新によってそれが不可能となるのである。ここで注意を要するのは、漁場利用権が操業実績に応じて付与されるという仕組みが一度確立してしまうと、そして新たな申請によってではその新規取得や内容的増加が困難になると、その権利自体に経済価値が生じてしまい、その結果として操業実績ではなく権利保有実績によってそれが更新されるという、「実績」主義の意味転換が生じるという事実である。

制度的には、漁業権漁業の場合、操業実績がなくなれば当然に漁場利用権は消滅するか

ら、漁協がこれを回収し、新規操業希望者や養殖漁場の拡張希望者に対して、その必要性の高い者からこれを付与していくことができるはずである。許可漁業にあっても、操業実績のなくなったものの許可を取り消して、新規操業者にその分を融通すればよいのである。しかるに、漁場利用権自体が経済価値を有することになれば、当該漁業の操業をとりやめたり、与えられた規模の漁場行使を労働力的に行えない漁家においても、それを手放さないことになってしまうであろう。

こうした傾向は、漁場の売買・賃貸借を目的として生じるとは限らない。父子協業段階から単身操業段階に移行して労働力構成が縮小した漁家も、十数年後には再び後継者の参入時期を迎えるのであるから、その際の許可の取得・拡大の困難を予想すれば、現に保有している漁場利用権を「単身操業段階では過大である」として返上することは、個別漁家の観点からすれば合理的ではない。このため、各漁家のライフ・サイクルの変動の中で労働力構成と漁場利用権のアンバランスが絶えず存在することが避けられないである。しかも現実には、かつてに比べれば飛躍的に強化された漁労能力・養殖能力の結果として、単身操業段階の漁家においても、漁場利用権が「過大」に付与されているという場合は多くはないのであり、その「過大」性はあくまでも父子協業タイプの漁家との対比においてのみ言えるに過ぎない。実際、単身操業段階の漁家も二代協業段階の漁家も、より優良な漁業の操業と利用可能漁場の拡張を常に望んでいるといつても大きな誤りではないであろう。

ともあれ、こうした状況に対する漁家の個別的対応として、漁場の過密利用と過小利用という対立する2つの弊害（自然力の浪費）が生じていると考えられる。すなわち、一方

では、与えられた限定的な漁場利用権の枠内に、適正量を上回る漁獲努力量を投入する結果として、漁場の過密利用が進んでしまうという弊害がある。養殖漁場において、適正な限度を越えてのり網を張り込んだり、養殖魚数を増やしたりして、潮流を悪化させ、魚病の増加や成育の悪化を招いているという事態は常に指摘されているが、養殖業に限らず漁船漁業においても適正量を越えた漁具数の増大や網目の縮小等は同様の弊害の事例であると見られる。これに対して他方では、許可を保有するだけでその行使をしない場合や、わずかな漁獲努力しか投入しないという漁場の過小利用の問題もある。たとえば後継者のユーターン待ちの高齢漁業者が与えられた養殖漁場の一部しか利用しない事例とか、優良漁業の許可を持ちながら年間に数日間しか操業しないといった事例は、今日の漁村においては決して珍しい事態ではない。<sup>(16)</sup>

こうした状況の結果として、優良な許可の多くを世帯内に封鎖していた世帯ほど労働力構成の上昇の成果を追加所得として結実させることができるために、後継者を確保しやすく、漁業法・漁場行使規則の趣旨にしたがって操業実績のない許可を返上した漁家は、再び申請したからといって許可が取得できるわけではないので——なぜなら、その時点ではその許可は他の世帯の「実績」の中に入っているのだから——後継者の参入が不可能になる、といった事態が生じてしまうのである。

もちろんこうした事態の不合理性は明白であり、特に父子協業段階にある漁家のイニシアティブによって漁協がその整理に努力し、稼働していない許可の顕在化＝漁協への集中とその再配分を図ろうとする試みはしばしば見られるところである。しかしながら、養殖漁場面積当たり生産性や同一の操業許可当たりの生産性を漁家ごとに対比してみれば、そ

うした整理に対する備えとして、形式的・粗放的にのみ操業を継続している高齢漁業者や副業的漁業者が多いことも明らかである。こうした事実もまた、「実績」主義的漁場利用方式の下で、漁家世帯の継承を可能とするために、ライフ・サイクル的に意図的に「実績」の水増しをしなければならない漁家層が一定の大量をなして存在していることを示唆しているといえよう。

### (三) 漁場利用権の商品化とその限界

漁家のライフ・サイクルに対応した労働力構成の変化が、漁場利用権の柔軟な増減と対応しにくいことは、これまでの検討によって確認できた。制度的にその調整が困難であるとすれば、漁場制度の下で展開している商品経済的方式によって両者のアンバランスを調整することはどの程度可能であろうか。続いてこの点を検討してみよう。

漁業許可および区画漁業権については、その売買ないし賃貸借が広範に存在している。人格的に特定されたこれらの権利を、商品経済の論理によって流動化し、世帯内に保有している労働力に見合った漁場利用規模を実現する方向で、その商品化が進展しているわけである。この場合の買手・借り手は、後継者の参入条件を確保すること等を目的として操業規模を拡大しようとする漁業者であり、売手・貸し手は操業をやめたり縮小したりする高齢漁業者や兼業部門に重点を置く副業的漁業者等である。これによってライフ・サイクルと対応した労働力構成と漁場利用権との対応関係が適正化されるのであれば、こうした形での社会的調整は充分に意味のあるものと評価できる。しかしながら、現実にはそうした状況には遠いと判断しなければならない。

漁場利用権の商品化には、合法的なものも存在しているが、<sup>17)</sup> その大部分は法的には禁止されているものである。だれの所有対象でもない漁場の利用権は、それを利用するものに直接に付与するのが当然であって、自らは利用しない者を中間的な利得者として容認する合理的な根拠は存在しないからである。そのため、沿岸漁場の利用権は、遠洋・沖合漁業におけるそれとは異なって、公然たる許可売買市場・貸借市場を欠いており、もっぱら個人間の相対的な取引によっている。<sup>18)</sup>

許可の売買方式の一例を事例的に示せば、以下のようなである。

[方式1] 漁業者Aから漁業者Bへの許可の売却を共同名義方式を媒介に行う場合。

旧来の許可保有者Aが新規の許可需要者Bに許可を売却した後、許可名義の変更が以下の手順でなされる。

- ① Aが旧来の許可の更新申請を出すが、その際に、共同経営者としてBの名義を加える。  
・行政当局はAの許可実績にもとづいてこれを自動的に更新する。
- ② 次回の許可申請時にB単独の名義で更新申請を出す。行政当局は、Bがまでの許可の名義人であるので、自動的に許可を更新する。

[方式2] 負債整理の必要から、結果的に売却がなされる場合。

これは旧来の養殖業者、許可漁業操業者の経営内容が悪化して本人が廃業を希望する場合に、その漁業経営に関わる負債を引き継ぐ形で事実上の売買が行われる場合である。われわれが調査したはまち養殖業の事例では以下の手順がとられている。<sup>19)</sup>

- ① 漁業者Aの漁協からの借入金の返済が滞り、漁協の追及に対してAは廃業の希望を伝える。
- ②漁協は漁協以外の分も含めてAの借入金の全体額を確認し、廃業のために必要な返済金の総額を算定する。
- ③漁協は組合員に対して、漁業者Aの返済金を漁協からの借入金として肩代わりする意志のある者を募る。
- ④養殖規模の拡大を希望していたBが借入金の肩代わりを申し出たので、Aの借入金残高はBの漁協からの借入金として振り替えられる。
- ⑤旧来Aが使用していた漁場は一式とともにBに移管された。

売買の場合には名義の書き換えをおこなわなければならないので、以上のような手続きが踏まれるが、貸借の際にはその必要はないので全くの個人間の口約束による。

さてこうした商品経済的方式による漁場利用権の移動においても、漁家のライフ・サイクルとの関連で、不確定性が払拭できない。その限界は主として以下のような点に存在している。

第一に、売買、貸借の関係者の範囲が「気心の知れた」知人、親戚に限定される傾向が強く、より広範な売買市場、貸借市場が成立しないことである。売買の際の行政当局による名義の書き換えは3～5年に一度なされるので、上で見た〔方式1〕の場合には売買終了後数年たってから再び書類の提出等の相談をしなければならないし、貸借の場合には漁協に対してもその事実を隠蔽しておこなわなければならない場合が通常である。

第二に、貸借には（時には売買にも）、各種の紳士協定的な特約が付けられることが多いことである。息子が学校を卒業したら貸借関係を取り消すとか、貸し手の体調が回復したら直ぐに返却するというような約束が少くないようである。

第三は、地域性が払拭できることである。行政当局が付与する漁業許可は漁協ごとに許可数が枠付けられているので、自分が希望する漁業許可を売却したい漁業者が存在してもそれが他の漁協の組合員である場合には名義の移動ができないのである。漁協が管理する共同漁業権・区画漁業権の場合に、漁協を越えて売買がおこなえないことも明らかであろう。したがって、自分の欲する種類の漁場利用権を、同じ漁協の組合員が売却ないし貸出ししたがっていることが必要になるわけである。<sup>20)</sup>

このように、漁場利用権が売買・賃貸借の対象になっているとはいっても、その内容は個別人格的関係を有しており、一般の商品のように非人格的な取引関係が成立しているわけではない。この点の制約は、おそらく、農地の売買・賃貸借に比較しても実質的な制約

は沿岸漁業の方が大きいと想定される。こうした状況の下では個別漁家は、後継者の参入に必要な漁場利用権譲の拡張を商品経済的方式で実現することに大きな期待を持つことは困難である。

## 注釈（第七章）

- 1) 平沢豊の一連の著作が、こうした考え方を最もポピュラーに代表している。平沢『日本の漁業・世界の漁業——掠奪から管理へ——』北斗書房、1980年、等。他に、中橋興・吉木武一『明日の日本水産業』海文堂、1978年、第二章IV「沿岸漁業に展望はあるか」、等。
- 2) この点は、漁獲努力量の過剰化を問題にしているほとんどあらゆる論者に共通である。もちろん、これは、過剰投資の原理的な根拠が主として検討されている場合にはやむを得ない制約（必要な論理的単純化）であろうが、こうした根拠から現実批判を行うと、外在的批判という性格が強くなる。
- 3) 静岡県稻取漁協、神奈川県三崎漁協・田中漁協での聞き取り調査による（1985年調査）。
- 4) 1983年の漁業センサスでは、この項目は調査・集計されていないので1978年の統計に依拠せざるを得ない。
- 5) 仮に漁協の内規等によってあるトン数以上の船は特定漁場で操業できないという規制を設けたとしても、その漁場での操業のために、旧来の小型船を残しておけばよいのであるから、同じことである。
- 6) ここで太平洋南区を取り上げるのは、他の海区の場合、この期間に養殖業経営体の減少がかなり多く見られるので、階層別の漁船漁業経営体の増減が、漁船漁業経営内部の階層変化によって生じたものなのか、養殖業経営体の漁船漁業経営体への移動によって生じたものなのかの区別がつかないからである。また、日本海北区・日本海西区は養殖業経営体数はもともと少ないので、その点の難点はないが、しばしば述べたように全国平均に比べて副業的経営体の比重がはるかに高い地域なので検討を避けた。
- 7) 旧来の自由漁業や漁業権漁業が、各種の紛争等を通じて新たに許可漁業になっていくプロセスやその制度面の特徴についてついては、小川友弥「漁業調整委員会の現状」『漁協経営』第295号、1987年9月号、所収、を参照。
- 8) 漁協と行政の関係、および漁協の意思決定のあり方については、拙稿「沿~~岸~~地区漁協の性格と漁家経営」『漁業経済研究』第29卷第4号、1985年、所収、参照。また、赤井雄次「漁業協同組合と水産政策」『漁業経済研究』第30卷第1・2合併号、1985年、所収、参照。
- 9) 鈴木旭は、1962年の漁業法改正によって「共同漁業権などの組合有漁業権について、漁協組合員には等しく認められていた平等行使権（各自漁業を営む権利）の規定が除外され、行使権が特定の資格者に限定された」点を、構造政策=「自立的専業漁家の育成」政策の表れとして重視している（鈴木「戦後の漁業権制度の性格と機能」『漁業経済研究』第29卷第1・2合併号、1984年、p41）。この点は法制度の理解としては正当であるが、現実の漁業権行使関係としては、①改正以前から事実上、漁業権行使は専業的漁業者本位になっていた部分が少なくないこと、②改正後も新しい漁業権行使規則を組合

の総会で決定しなければならないので、明文をもって内容の改正をした組合は必ずしも多くはないこと、の理由から、組合員の中の誰にどの漁業権を行使されるのかは漁協ごとの慣行が依然として重要な意味を持っている。

10) いわゆる「資源管理型」漁業論の提唱に際して、組合員資格の制限、漁業権行使規則による着業規制の強化の必要が提起されているのは、新規操業の参入制限が漁協の制度運営方針によって可変的であることを当然の前提としている。この点については、拙稿「資源管理型漁業に内在する諸問題」（平沢豊編『日本漁業の再編成——PART 3』東京水産振興会、1987年、所収）参照。

11) これはいわゆる経営者免許漁業権の適格性・優先順位の決定の基準として明示されている（漁業法、第14条～19条）。

12) ただし、既存の漁業者への配分実績を削減して、新規参加者や後発漁業者に回すといった事例はほとんど無く、漁場の拡大や許可枠の増加があった場合に、旧来不充分な配分しか受けていなかった漁業者にそれを回して平等化を図るというものが大半である。すなわち、平等主義の実現方式においても、実績主義は否定されていないのである。

13) こうした事例については、漁協経営センター編『漁場管理と漁協——全国漁協活動実践交流集会の記録——』（漁協経営センター、1982年）や、前掲、平沢編『日本漁業の再編成』PART 1～3（東京水産振興会、1984・85・87年）所収の諸論文等に詳しい。

14) 平等主義が漁業後継者の確保を困難にしている事例として、高橋富士夫は北海道のコンブ採取漁業を取り上げて以下のように述べている。「多くの漁協が一世帯・一さお・一人従事の制限を、世帯労働力保有の限度に関係なく実施している。それが組合員世帯群における漁利の均等配分を、協同主義として実現できるからである。しかし、この協同主義は、漁協と組合員世帯との関係で漁利の均等配分が実現できたとしても、漁家の暮らしの方法と漁協との関係では矛盾、対立が内在している。漁家の経営活動は当面の生活手段であるが、この生業は本来次代の経営担当者の育成をふくむ経営活動であり、親子ともどもの操業、一世帯二さおのとり組みが必要となる。ところが漁業権行使にかんする漁協の管理では、一世帯一さおの制限が厳重に守られている。・・・かりに息子が都市サラリーマンの途ではなく、親子ともどもの自家漁業従事（一家二さお）を希望したとしても、協同主義による一家一さおの制限のもとではそれが実現できない。」（高橋「漁村の暮らしと漁協の役割」『漁業経営』第266号、1985年4月、p4）。これは、平等主義的漁場行使のマイナス面について論究したほど唯一の指摘であり、しかもそれを世帯の再生産と関連付けて論じている点で、筆者の観点に近接している（もっとも、この論文自体は筆者の漁協論に対する批判論文として書かれているのであるが）。なお、平等主義的漁場行使についての筆者の理解は、前掲拙稿「資源管理型漁業に内在する諸問題」、および、平等主義的漁場行使の最も優れた成功例とされる愛媛県遊子漁協の組合員の経営実態の分析を通じてそれを批判した「愛媛県宇和島市遊子漁協」（漁村計画研究所『養殖生産

再編基礎調査報告書』1985年, 所収) を参照.

15) 平等性の基準を個人単位とするか, 世帯単位とするかという問題は, 技術的な些末な問題のように見えるが, 実は, 生産単位・労働単位と消費単位の関連・矛盾の問題として, 平等化を経済政策の基準としなければならない経済体制にとって最も本質的な問題である。たとえば, 日本の第二次大戦期における生活給体系への変容をめぐる論議(大河内一男「『最低生活費』の理論」, 『日本資本主義と労働問題』1947年, 所収) や, ソビエト社会主義建設過程における「付属地」の配分基準(個人単位か世帯単位か) をめぐる農村騒動等(奥田央「ロシアの共同体における付属地割替について」東京大学経済学会『経済学論集』第53巻第3号, 1987年, 所収) を参照。

16) 同一の漁船規模・漁場規模で水揚金額に大きな差が出る場合, 往々にしてその原因が漁業者の「ウデ」の違いによると評価されやすいが, 現実には労働時間の投入量, 燃油の使用量など漁獲努力量と水揚量とはかなりの程度まで相関関係にあると思われる。特に, 養殖業や刺し網漁業など, 漁場探索型でない漁業の場合にはその傾向が明瞭である。また, 養殖漁場の貸借関係を明らかにして実際の養殖規模(養殖漁場の配分規模ではなく)と生産量を対比されることができれば, この点は実証的にも確認できると思われる。

17) 漁協間で設定する入漁権に対して, その利用者が対価を払うことは合法的である。たとえば, 広島・岡山等のカキ養殖地帯では, カキの身入り漁場として養殖業がほとんど行われていない漁協の地先漁場を正式に借り, その入漁料を組合員から, 利用する漁場面積に応じて徴収するという方式をとっている漁協が多數見られる。

18) 遠洋・沖合漁業における漁業許可は, 全国的な売買市場が成立し, 減船の際には財政資金による補償の対象にもなっているなど, ほとんど通常の物権と変わりがない。

19) 鹿児島県東町漁協での1984年の調査による。この事例での養殖いけす1台の価格は引きついだ負債額といけす台数から計算すると70~80万円であった(ただし, いけす資材と漁場利用権の合体した価格)。この点については, 拙稿「鹿児島県東町漁協」(前掲, 漁村計画研究所『養殖生産再編基礎調査報告書』所収)で報告した(p.p.53~54)。

20) この点で沿海地区漁協の規模が農協に比較して著しく小さく, 正組合員100名未満の漁協が全漁協の4割, 100~200名未満の漁協が3割を占めていることは, 漁場利用の流動化の困難を過重させている(正組合員数別の沿海地区漁協数については, 水産庁漁政部協同組合課『水産業協同組合統計表』各年度版参照)。

## まとめと展望

本論文は以上7章にわたる検討を通じて、沿岸漁業の就業構造の把握と漁家の継承関係についての理論的・実証的分析を試みて来た。最後に、以上の検討結果を要約するとともに、本論文の結論から導かれる若干の展望について論じておきたい。

### (一) 検討結果の概要

沿岸漁業の大部分は家族自営業によって担われているが、その就業のあり方は同じ自営業部門である農業とは、相当大きく異なっている。このため、就業者数の中心を占めている昭和一桁生まれ世代の引退とともに影響も、農業とはかなり異なった内容となることが予想される。しかるに、沿岸漁業の今後の推移を就業構造の変動のあり方と関連付けて展望した著作はなく、問題の所在が指摘されるに留まっている。

そこで本論文は、沿岸漁業における就業構造の推移と現状を、漁家の世代的な再生産、すなわち漁業後継者の参入方式の分析を通じて把握し、今後の沿岸漁業の構造変化を展望するための基礎的論点を解明することを課題として設定した。

まず、第一編「沿岸漁業における労働特性と操業タイプ」では、自営漁業の就業構造と後継者参入のあり方が農業とは大きく異なっている根拠を、漁業労働の特性とそれに規定された漁家経営の継承関係の特徴に求めた。

すなわち、第一章においては、自営漁業の労働は海上作業と陸上作業からなるが、量的にも質的にも規定的位置にあるのは海上作業の側であることを確認し、その海上作業が自然条件によって操業可能日・操業時刻・操業継続時間等を他律的に決定されていること、

出港・帰港前後の時間を含んで労働の時間的分割が不可能であること、という特性を有していることを指摘した。その結果、自営漁家の海上作業者は、現在の技術的・社会的条件の下においては、世帯内男子が不可欠であること、賃労働兼業が困難で自営漁業専業的性格が強いことを明らかにした上で、漁家の世代的な継承関係の内実は、自営漁業専業的な父親から、自営漁業専業的な息子への経営の継承に外ならないことを論じた。

第二章においては、現実に存在している多様な自営漁家を、海上作業者の構成にもとづいて区分し、単身操業・夫婦協業・父子協業・兄弟協業・雇用者依存の諸タイプが併存していることを確認し、それぞれのタイプが自らを維持するための条件として一定の水揚金額・漁業所得の固有の水準を必要とすることを実証した。そして、漁家の世代的継承とは一世代操業（単身・夫婦・兄弟・雇用者依存）の漁家が、父子協業段階を介して、再び一世代操業に推移していく過程であること、そしてその過程を量的・質的に代表するものは「父親単身操業→父子協業→息子単身操業」というサイクルであることを明らかにした。

続く第二編「沿岸自営漁業の就業者と世帯」では、海上作業従事者とその他の世帯員の人数とその就業内容がどのように変化して来たのか、それを規定した条件は何であったのかを検討した上で、漁業経営のあり方を個々の漁家の適正規模選択の方式を中心に論じることを課題とした。

すなわち、第三章においては、海上作業に従事する男子自営漁業就業者数の長期的な推移をフォローして、高度経済成長直前期における男子漁業就業者の年齢別構成の特徴（大正生まれ世代の戦時的消耗による就業者数の少なさと、それと対照的な昭和一桁生まれ世代の就業者数の過大さ）と、高度成長期における変化（昭和一桁世代の自営漁業就業の継

続と後続世代の自営漁業外流出の増大という対照的な推移）を確認した。また、自営漁業の男子就業者は、20才代の前半までにほぼその人数が確定してしまい、以後は若干のユーターンを含みつつも、大きな増加は見られることなく、したがって、漁家の世代的継承関係は、学卒時点ないし20才代前半時点での父子協業タイプを成立させることによって維持されて来たことを論じた。

第四章においては、漁業就業者以外も含む漁家世帯員の就業状態が検討され、農業兼業の放棄と漁業外賃労働従事者の世帯外流出増加の結果、世帯内就業者中の自営漁業従事者の比率が高まり、専業漁家の性格と自営漁業を軸とした家族協業関係が萎縮的に強化されている状況を確認した。この結果、漁家経済にとって自営漁業の役割が高まらざるを得ないことが明らかにされた。

第五章においては、階層別の漁船漁業の就業状況と自営漁業の経済規模・操業内容が検討された。ここでは、漁船規模を拡大し上位階層へ移行した方が漁業所得は増大すること、しかしながら、漁業の海上・陸上作業に投入できる労働力との関連で各世帯には適正階層が存在しており、規模拡大が主体的条件からして必ずしも有利ではないことを論じ、上位階層への移行のインセンティブは、世帯の労働力構成の強化（息子の労働力人口化なし漁業後継者化）の時期に特に強く働くことを明らかにした。同時に上位階層への移行を制約する客観的要因の存在によって、そのインセンティブが側面的に歪められながら貫徹したり、あるいは後継者の参入が見送られたりしていることを論じた。

第三編「後継者参入の論理と条件」では、第一編で論じられた漁家の継承関係の内実（一世代操業段階から父子協業段階への移行）と、第二編で解明された世帯の労働力構成向

上時点=あととり世代の労働力人口化時点での自営漁業規模拡大圧力を前提として、後継者参入をめぐる諸問題が取り扱われている。

まず、第六章では、実際の後継者の参入には、学卒時点での自営漁業従事、いったん他部門に就業してからの早期ユーターン、他部門従事を長期的に継続したとの父親引退期前後のユーターンの3つのパターンがあることを実証し、前二者は父子協業期間を有しているのに対して、後者は父子協業期間のない〔父単身操業→息子単身操業〕のパターンであり、熟練・漁業許可・生産手段の継承のために、主として前二者が選択されることを論じた。そして、単身操業タイプから父子協業タイプへ移行した時点で海上労働力構成の強化に対応すべく漁船規模の拡大やその他の実質的な漁業投資がなされ、水揚金額の増加が目指されることを明らかにした。その場合、後継者の参入は家業の継承という目的と海上作業労働力の強化という2つの目的を含むが、前者が主たる目的とされる場合には、いずれ引退する父親の代わりに息子が経営主となるまでのつなぎの期間として父子協業期間が捉えられるので、追加漁業所得がなくとも後継者の参入があり得るのに対して、後者が主たる目的とされる場合には、追加漁業所得が必要となり、その水準は後継者が他部門で得ることができる賃金額を基準とすると想定された。その上で、後継者の参入がどちらの目的を主としてなされるのかは、自営漁業のあり方（当該漁業が労働力構成の強化を要求するか否か）、他部門における就業機会のあり方（地元労働市場、および地元外労働市場への流出可能性の有無）、直系世帯維持規範意識の強度という3つの事情に主として規定されることを論じた。さらに、他部門の就業機会として、漁業雇われやその他の一般産業の雇用機会とその賃金水準が、分断的な労働市場の構成との関連で検討された。

第七章においては、漁業の特徴とされる漁獲努力量の過剰化とそれによる資源状態の悪化の背後に、後継者参入の成果を漁業所得の増加という形で確保しようとする父子協業タイプ世帯の操業タイプ上向時の漁業投資があり、それによる漁獲競争激化への防衛的対応として一世代操業段階にある世帯も防衛的・追随的な漁業投資を進めざるを得なかったという事情が論じられた。こうした漁獲努力量増加の個別競争的展開は、後継者参入にともなう労働力構成の強化を有効に生かす形で漁場利用がはかられていないためであること、その根拠としては漁場利用方式における実績主義と、その結果としての漁家による漁場利用権の世帯内封鎖（それによる後継者参入条件の個別世帯的確保）があることが明らかにされた。

以上のように、本論文は漁業海上労働の特質という単純で抽象的な規定から出発して、父親から息子への專業的海上作業者の継承関係、それを保証する追加漁業所得の水準との背後にある後継者の他部門就業機会の性格、追加漁業所得を制約する漁場利用方式の特質といった現実的諸問題を論じながら、問題を徐々に具体的に検討してきた。

この結果、同じ家族自営業である農業とは大きく異なる自営漁家の世代的継承関係のあり方が基本的に解明されたといえる。したがって、今後の見通しにおいても、広範な兼業農家の残存というイメージとは全く異なって、專業的後継者を確保できない世帯が一挙に漁家から脱落し、「構造改善」の成功事例となる可能性が強いことが予想される。

## (二) 若干の展望と今後の検討課題

本論文は、自営漁業就業者の現状を後継者参入の論理に視点を据えて分析することに課題を限定しており、今後の沿岸漁業の就業構造の推移を展望することはこの課題の外にある。とはいえ、今後の見通しに関して、これまでの検討から導かれる若干の論点について簡単に述べて、引き続く我々自身の検討課題の所在を明示しておきたい。

さて、本論文の検討結果によれば、高度経済成長期から現在まで一貫して沿岸漁業の中心的担い手であったのは昭和一桁生まれ世代であったが、この世代の後継者確保率は現在3割ないし4割程度である。この比率は、後継者が自営漁業専業的である点からすれば農業に比較して相当に高いと見られるが、自営漁家の存立のためには男子の専業的な漁業従事者が不可欠であるという点から見れば、漁家数の急速な減少を予想させる比率でもある。後続する昭和10年代生まれ世代も既に後継者を迎える年代に入りつつあるが、その後継者確保率は下げ止まりの様相を見せつつあるようであり、これが今後どのように推移するのかについて大いに注目しなければならない。

この場合、これまでの漁業労働のあり方、後継者の参入方式について、本論文が確認した諸特徴が、どのように変化するかを見通すことが、今後の推移を予測するために重要な論点となるであろう。この点については、少なくとも以下の三点の検討が必要であると思われる。第一に、漁業は専業的な世帯員男子従事者を必要として来たという事実である。第二に、沿岸漁業の中心的な担い手は、これまでのところ、父親との協業期間を経て後継者となった主業的な漁業者であり、男子自営漁業就業者の人数は20才代前半でほぼ確定してしまい、その後のユーターンはわずかな人数に過ぎなかったという事実である。自営

漁業の後継者となるか否かの分岐点は、20才代前半期——大まかに見て独身時代——であった。第三に、後継者の参入は漁業所得が高く、父子協業タイプへの移行による労働力構成の強化を追加所得の確保として結実させることが出来た漁家を中心として進行したのであり、そのためには優良漁業種類の操業が主体的にも漁場制度面からも可能であることが必要であったことである。

自営漁業の就業構造の推移を展望するためには、こうした関係がどのように変化するのを見通すことが重要である。すなわち第一に、專業的な男子従事者を必要とする沿岸漁業の特性がどのように変化するのかが問題となろう。現時点においても、日本海北区のように副業的な漁家の比率が高く、就業の中心部門を他産業におきながら漁業を行う者が少なくてない地域も見られるが、今後、自然条件による漁業労働の他律性を克服し、拘束的な待機時間の解消を図り得るような技術開発が浸透した場合には、就業面において農業的性格を強めていく漁業分野が増加していく可能性がないわけではない。女子のみによる漁業経営も、夫の死亡後に後継者の学卒=後継者化を待っている寡婦の漁家などにおいて例外的に存在しているが、今後は女子漁家が一定の大量をなす可能性もなしとしないであろう。

また、第二に、後継者の参入年齢の変化についても、熟練が簡易化されている養殖業においては、父親の引退際に息子が後継者となるものが増加しているようにも見うけられるし、漁船漁業においても比較的熟練の簡易な漁業種類や日本海北区に代表される副業的漁業地域においては、中年以降のユーターンも相当に見られる。おそらく今後、昭和一桁生まれ世代が引退していく中で、熟練が簡易な部門から徐々にではあれ中年段階におけるユーターンが増加することはある程度予想されるところである。第三に、後継者の参入時に

漁業経営規模を拡張する条件が増大するか否かについては、昭和一桁生まれ漁業者の7割程度が後継者を確保できずに、漁家としては消滅することが見込まれている以上、その漁場利用権がその時点での二世代協業漁家等に融通され得る可能性は形式的には大きく存在していると言える。

後継者参入の仕方がこうした点で現状からどの程度変化して来るのかという予測が不確定な状況では、確かな見通しもそのために必要な誘導方策も明確に描くことは不可能であるが、沿岸漁業の本来的な部分をなす漁場探索的＝魚群追求的な漁船漁業にあっては、その海上労働の特性に大きな変化は予想しにくい。したがって、こうした変化が進行すると予測される養殖業やごく沿岸の定着的漁業と一般漁船漁業の間では、かなり明瞭な就業者構成の分化が進展するのではないか、というのが筆者の想定である。漁船漁業においては、依然として後継者参入の基本部分は、父子協業タイプを介しての、すなわち父親現役時の後継者化であり、父子協業タイプの漁家と単身（ないし一世代）操業タイプの漁家が併存するという状況が継続するであろうし、今後の漁家数の減少過程においては、沿岸漁業の継承性の支え手としても、生産力の担い手としても、父子協業タイプの意味がますます重要になると思われるのである。

そうであるとすれば、本来の漁船漁業に関する限りでは、本論文で分析したような後継者参入時＝父子協業移行時の追加所得確保機会が保証されるように漁場利用の仕組みを誘導していくこと、特に今後急テンポで消滅していくことが予想される漁家の漁場利用権を、そのための手立てとして利用できる仕組みを作りだすことが必要であると思われる。

もちろん、現状を放置しておいても、優良漁業種類を操業している世帯は後継者を確保

することが可能であろう。しかしながらそれは、自然の生産力を最大限有効に利用して後継者確保の条件を多數の漁家が共有する方向ではなく、漁場利用権の世帯内封鎖を強化する方向であり、漁場利用権の拡大を志向する漁家と、後継者を確保できないために世帯内に封鎖されている漁場利用権とのミス・マッチを固定・拡大し、自営漁業者がますます少數になっていく方向であるように思われる。

漁業者数の減少は、往々楽観的に想定されているように一人当たりの漁業所得を増加させて、堅実な漁業経営を実現する方向に作用するとは限らない。特に、漁業は、農業と異なってその操業の社会的正当性を土地の私的所有によって保証されてはいない産業であり、だからこそ、沿岸開発とともに漁業者の廃業は、これまで比較的たやすく進められてしまっていたのである。沿岸漁業が一定の操業者数と一定の経済規模を維持していくには、事実上その存立の社会的根柢を喪失し、沿岸域の工業的・都市的利用に道を譲らざるを得ないことは、都市周辺における埋め立てや過疎化地域における発電所等の建設によって、沿岸漁業が生産基盤を喪失している事実からしても否定することができないであろう。この意味でも、漁場利用の円滑化を図りながら、後継者参入の条件を確保していくべきであると思われる。

現在、後継者確保に悩む漁業者や漁協の要求を反映して、水産政策のたてまえにおいては後継者確保の必要性が認められている。しかしながら、その内容は中高校生への水産業のピーアール活動や漁業者青年のグループ活動の奨励といった域を出ていない。それは、行政担当者の実感が、資源量・漁場能力に比較して漁業者数が過大であり、その結果として、水産行政が漁業者の経営悪化対策や漁場紛争の処理に追われていること、こうした問

題の解決は漁業者数の減少によるほかはないこと、といった意識状況にあるためであろうと推測される。このような観点に立てば、漁業者の減少によって、資源・漁場と漁業者数の適正な対応関係が成立し、一回り小さな規模で適正な後継者数が確保されることが最も望ましいとみなされるであろう。

しかしながら、漁業者数が減少して一人当たりの漁業所得が増加すれば、一定段階で漁業者数は維持・増加に向かうであろうという想定は、後継者参入の年齢的限定を考慮していない点で事実にそぐわない想定であるといわなければならない。昭和一桁世代の子弟は、現時点では漁業後継者化するのでなければ、今後のユーターンは期待できないと見なければならないからである。

とはいっても、以上の見通しは未だ感覚的な想定の域を大きくは越えていない。今後のわれわれの課題は、本論文の提示した論点を、沿岸漁業の多様な地域的個性と関連付けながら一層具体化すると同時に、今後の就業構造の変化の中で論点を検証し発展させつつ、可能な政策的誘導方向を具体的・現実的なものとしていくことである。